

平成18年 6 月13日

1. 出席議員

1 番	徳 村	博 紀
2 番	伊 東	茂
3 番	福 井	正
4 番	水 頭	喜 弘
5 番	橋 爪	敏
6 番	山 口	瑞 枝
7 番	中 村	雄一郎
8 番	橋 川	宏 彰
9 番	森 田	峰 敏
10 番	北 原	慎 也
11 番	寺 山	富 子

12 番	岩 吉	泰 彦
13 番	井 手	常 道
14 番	青 木	幸 平
15 番	中 村	清
16 番	谷 口	良 隆
17 番	中 島	邦 保
18 番	欠	番
19 番	谷 川	清 太
20 番	松 尾	征 子
21 番	吉 田	正 明
22 番	小 池	幸 照

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	田 中	義 明
局 長 補 佐	森 田	利 明
管 理 係 長	江 口	隆 史

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総 務 部	長	唐	島		稔
市 民 部	長	坂	本	博	昭
産 業 部	長	山	本	克	樹
建 設 環 境 部	長	江	頭	毅 一	郎
企 画 課	長	北	村	建	治
総 務 課	長	北	村	和	博
財 政 課	長	藤	田	洋 一	郎
市民課長兼選挙管理委員会事務局長		中	村	和	典
税 務 課	長	北 御	門	敏	則
福 祉 事 務 所	長	迎		和	泉
保 険 健 康 課	長	岩	田	輝	寛
農 林 水 産 課	長	平	石	和	弘
商 工 観 光 課	長	福	岡	俊	剛
都 市 建 設 課	長	田	中	敏	男
環 境 下 水 道 課	長	亀	井	初	男
ま ち な み 活 性 課	長	松	浦		勉
水 道 課	長	藤	家	敏	昭
会 計 課	長	山	田	次	郎
教 育 委 員	長	藤	家	恒	善
教 育	長	小 野	原	利	幸
庶 務 課 長 補 佐		光	武	な つ	み
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長		栗	林	雅	彦
生涯学習課長兼中央公民館長		中	川		宏
農 業 委 員 会 事 務 局 長		一 ノ	瀬	健	二
監 査 委 員 事 務 局 長		森		久	幸
監 査 委 員		植	松	治	彦

平成18年 6 月13日（火）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成18年鹿島市議会 6 月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
1	20 松 尾 征 子	1. 市長選の結果は、J R 長崎本線存続、新幹線ノ一の市民の意志が示された。これから何があろうとも経営分離には不同意を 2. 山間地の皆さんの生活の足を確保して 3. 適正な職員の人事管理について 4. 少子化対策子育て支援について（就学前医療費無料化、学童保育所） 5. 教育基本法改定法案について (1) 現教育基本法は、現憲法の基につくられている。現憲法の基での改正の動きをどうとらえるのか (2) いま何の為の改定と思われるのか (3) 教育の目標に「国と郷土を愛する……態度」をと盛り込まれている。憲法や現教育基本法で十分対応出来ると思われるが (4) 「新学習指導要領」で「国を愛する心情を育てるようにする」と書かれている。いくつかの自治体ではそれに基づいて通信簿で評価されるという事態がおき問題になった。これが法律に書きこまれることになれば通信簿の評価が義務づけられる心配があるといわれている。この件についてどの様に考えられるか (5) 義務教育9年という期間が削除されているがどの様に受け止められるか (6) 来年度計画されている全国一斉学力テストについて
2	3 福 井 正	1. 長崎新幹線問題について (1) 長崎新幹線建設反対発言の真意について (2) 今後の長崎本線存続運動の展開について 2. まちづくり 3 法改正に伴う、街づくりの方向性について (1) 中心商店街活性化基本計画への鹿島市の取り組みについて ①活性化協議会の組織化への取り組みについて ②基本計画作成の今後の方針について (2) 中心市街地の範囲の見直しについて (3) 中心部への大型商業施設、公共施設、医療機関等の誘致について 3. 放課後学童保育への取り組みについて (1) 市内全小学校での取り組みについて

順番	議 員 名	質 問 要 旨
2	3 福 井 正	(2) 空き教室の確保について (3) 教室安全対策について (4) 運営の責任の所在について
3	6 山 口 瑞 枝	1. 5期目の桑原市政を問う 第4次総合計画にみる鹿島 (人が輝くまちかしま、大いなる田舎づくり) (1) 少子化による教育現場の変化と対策について (2) 農業振興（小規模農家と地域の活性化） 食育、地産地消、グリーンツーリズム (3) 子どもの生活習慣の確立 「早寝、早起き、朝ごはん」運動の推進 (4) プロ市民が育つ参加と連携のまちづくり 若者文化の創造と構築 (5) 長崎本線存続のまちづくり 生活の足の確保と交通体系についての考え方
4	1 徳 村 博 紀	1. 学童保育について ・受け入れ人数 ・受け入れの際の選定方法 ・保護者負担金 ・明倫小学校は定員を増やすべきでは 2. 事務手続きの権限移譲について (1) パスポート発券の事務を鹿島でもできるように (2) 来年度の権限移譲は何をされるのか

午前10時 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（小池幸照君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。

まず、20番議員松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

おはようございます。20番松尾です。通告いたしました件について質問をしたいと思います。

全国的に注目をされてきました今回の市長選挙ですが、新幹線のJ R長崎本線を今のまま残そうという多くの市民の意志が明らかになった選挙の結果になったと思います。本当に長崎本線を残そう、新幹線要らないという多くの皆さん本当に御苦労さまでしたと言いたいし、よかったなと私も思っています。そういう中でいろんな問題ありますが、特に今私たちが注

目しなくていけないのは、国会の動きだと思います。

国会は、今いろんな重要法案を抱えて18日に閉会というところまで来ているわけですが、そういういろんな問題の中で、教育基本法を初めとして、そのまま残されていく——18日の延長はしないというような中で、臨時国会を開いてでもという、いろんな法案を強行しようという動きがあるわけで、私たちはこれからの国の情勢をしっかりと見届けながら、そして、この鹿島市政をどう取り組んでいくかということによってやっていかなくてはならない大事な時期じゃないかと思います。

本論に入りたいと思いますが、長崎本線の問題です。

既に昨年の8月に決着がついているにもかかわらず、古川佐賀県政は市民の声を無視し、また政府の方針にもお構いなしに、何が何としても長崎新幹線の着工をと、それでさえも大変な県費をむだに使って、テレビを初めマスコミなども使ってめちゃくちゃなことをやっています。今回、選挙を通じて、市民の意志が示されました。市民の中には、市長選挙の結果が長崎本線を今のまま守ってもらえるというそういう気持ちと、今の古川県政のめちゃくちゃなやり方に、もしかしたら知事がお構いなしに新幹線着工を決めるのではという心配があるのも事実です。就任のあいさつ、また、今回の議会当初の所信表明の中にも市長は守り抜くことの表明をしっかりとされました。

私たち議会の交通体系等特別委員会は、市長選挙の後、鹿児島新幹線により並行在来線となったおれんじ鉄道を視察に行きました。特に阿久根市の商工会の皆さんたちと交流をしました。阿久根市は、特別委員会では3度目の訪問です。前回訪問をしたときも、市議会議長さんから絶対にだまされてはいけないと言われた言葉が残っておりますが、今回も商工会の皆さん方が口々にそのことをおっしゃっています。特に、どのような条件を提示されても絶対にのんではいけない、まちは衰退し、負担だけが残るとの阿久根市の議長や商工会役員さんの言葉は忘れることができません。

鹿島においても、振興策などといって県から提示され、それを考えるべきだという一部の声もありますが、古川知事は、議会に説明に来たときに、はっきりと経営分離をしないのには振興策はやらない、このように言われております。つまり、振興策を受け入れることは経営分離に同意をすることです。

市長に決意のほどは何度も聞いております。しかし、これから県や推進勢力が何を仕掛けてくるかわかりません。けさの新聞でも昨日ですか、長崎県で六団体が集まって新幹線推進の集会が開かれたというニュースを見ましたが、本当に今から大変な状態にあると思います。私は何があろうとも最後まで頑張りたいと思いますし、もちろん、私もとことん頑張り抜きたいと思います。

さらに、私は今、国に対して鹿島市の意志を伝えるべき大事なときだと思っています。このことは、これまでも私は申し上げてきました。私自身も昨年まで数年間、国土交通省や鉄

道局には、直接鹿島市民の気持ちを伝えてまいりました。今年もまた7月に交渉に行きたいと思います。今回は、特に古川知事のこれまでの市民無視の実態をしっかりと訴えけるとともに、地域住民がどれほど新幹線は要らない、長崎本線の存続を願っているかをこれまで以上に訴えてきたいと思います。

ここでお尋ねをしますが、まず、国に対する対応をどのようにされようとしているのかということ。それから、市長の再度の決意を、守り抜くという決意をお聞かせいただきます。

1回目の質問を終わります。（発言する者あり）

じゃ、質問の項目は全部言うようにということです、次に移ります。

山間地の住民の足の確保についてですが、これも以前から取り上げておりますが、今のところ、何という解決策も出ておりませんし、検討すらされていない状況だと思います。

実態については、以前もお話をしましたが、土曜、日曜、祝祭日に全くバスが来ないということで、運行をされないということで、地域の皆さんにとっては大変な事態になっています。特に土・日、祝祭日には、お祝いや供養など多く、そのたびにタクシーを使うとなれば経済的にも大変です。特に高齢者家族にとっては、身動きのとれない事態になっているところもあります。

周辺の自治体では、乗り合いタクシーやバスなど、安く便利に利用できる地域住民のための乗り物の運行がどんどん進んでいます。確かに、鹿島市は地形的にも非常に困難な面もありますが、この解決がないと、山間地はますます過疎化が進んでいくことになるでしょう。いろいろは申しません。この問題について、明確な御回答をお願いします。

次に、適正な職員の人事管理についてです。

質問に入ります前に、先日亡くなられた教育委員会の中橋さんにお悔やみを申し上げたいと思います。

さて、私は鹿島市職員の健康管理については以前から取り上げてきました。なぜなら現職職員の病気や死亡が相次いだからです。平成14年12月議会では、職員への健康アンケートを実施してそれに基づいた質問を、さらに、15年3月一般質問でも取り上げております。そのときの答弁によれば、「職員の健康管理については、多種多様な健康診断メニューを提供して受診をお願いしております」との答弁をいただいております。さらに、「病気の予防などには、自己管理の必要というのが非常に大きな割合を占めるのではないかと思います。ストレスの解消あるいは健康管理につきましては、自分自身で健康を守ると生活習慣の実践が基本であると思います」、このようなお答えをいただいております。

確かに私もおっしゃるように、まず、みずからの健康管理が一番大切だと思います。ただ、今日の職場環境がそれを十分に補償できる状態なのかということが、私は大きな問題だと思います。

14年12月の質問前に職員にお願いをした健康アンケートで一番私が気になったのが、スト

レスの多い職場、ストレスのたまりやすい職場という印象を受けたことです。今、職員の数が次々と減らされています。10年から17年までに30人減らし285名、さらに財政基盤強化計画によれば、225人を目指すとなっています。

このような状態で仕事が減っているかといえ、そうではないと思います。ふえるとともに複雑になってきています。それに輪をかけるように、今公務員に対する風当たりの強さは、精神的にも圧力をかけるものになっています。

さて、自分の体はみずからが管理しなくてはいけないことがわかっている、少々体調不良があったにせよ、仕事を置き去りにできないというのは、だれでも同じことだと思います。さらに、時間的に仕事を終えないと、どうしても時間外にということになり、既に皆さんたちがその事態は十分よくわかりだと思います。

私はここで、職員の体を、精神をむしばんでいる一番の大きな要因は、今日の職員減らしの取り組みにあると思います。今、財政的な困難さなど状況はよくわかりますが、財政計画を立てるために、職員の命まで犠牲にするような改革は絶対にあってはならないと思います。私はこの計画を見直すべきだと思いますが、これに対する御見解をお聞かせください。

次に、少子化対策、子育て支援についてです。

日本の少子化傾向になかなか歯どめがかからない状況が続いております。先日、女性が一生に産む子供の平均が過去最低の5年間更新し、昨年1.25となったことが発表されました。少子化の傾向は、今や日本社会の基盤を揺るがす重大問題だと言われております。今、子育てへの障害をつくり出す政治のあり方が問われているわけですが、規制緩和による働くルールの破壊、子育て世代への増税や負担増、保育料の値上げや保育サービスの後退など、小泉改革によるゆがみが少子化を加速させていることは、全国的な大きな問題になっておるわけです。政府の少子化白書でも、少子化の要因として、若者の不安定雇用と低賃金、子育て世代の長時間労働、経済的負担の増大を上げています。

出生率の低下は、先進国共通の現象で、どんな手を打っても高い出生率は見込めないなどの声も多くありますが、しかし、欧州の国々では落ち込んだ出生率を引き上げることに成功をしていると言います。それは、仕事と子育ての両立を図り雇用形態による差別をなくす均等待遇推進の雇用政策、経済的負担を減らす家庭生活など、総合的な視点から社会のあり方を変える位置づけで取り組みが進められていると聞きます。このような先進国の例もあるわけで、日本としても、根本的にこの問題に取り組んでもらわなくてはならないと思います。

このように、国が積極的な対策に乗り出さないため、県や市町村など、独自の子育て支援のためのいろんな取り組みがやられているわけですが、その中の大きなものが就学前医療費の無料化と学童保育所の取り組みだと思います。

鹿島市は、これまで県の制度に乗り、3歳未満の医療費無料化を取り組み、昨年からは3歳児の歯科のみ無料にと制度が進んできました。さらに今回、9日の議会開会時の市長の提

案理由の説明にもありましたように、就学前の子供たちへの医療費助成に取り組むということです。本当に長い長い間のお母さんたちの、いや、市民の願いでした。ただ、今回の助成制度については完全無料ではなく、2分の1助成ということです。

さらに昨年、やっと3歳の歯科が無料になったわけですが、今度の条例改正により半額助成になること、それとつけ加えて、入院時の食事代については、3歳未満児については無料だったのに、これが有料になるということです。もちろん食事代においては、県の制度後退により、鹿島市も乗っかるという事態になったようですが、それにしても、今、就学前医療費の完全無料化に取り組む自治体がふえていく中で、余りにも制度を一部であれ後退させる冷たいものだと思ひます。

まず私は、就学前2分の1補助という新しい制度がつくられようとしておりますが、これはこれとして評価をするものですが、しかし、やはり今、全額負担をしていただくというその取り組みを早急にするべきではないかと思ひます。

今回の予算は、11,000千円ほどの追加になっておりますが、これを無料にするために、40,000千円もあればとこれまで説明をされてきましたので、そうだとすれば、あと30,000千円追加をすれば、完全無料化ができることになるわけです。ぜひお願いをしたいと思ひます。

さらに、食費については補助を続けるべきだと思ひます。これにより、700千円ほど鹿島市では削られることになるようですが、ぜひ続けるべきです。特にこれについては、県に対してもとに戻すよう強く要求をしてください。私たちも、既に県に対してはこの要求をやっています。

これに関する県の予算がどれくらいあるか調べてもらいましたら、何と7月からことしいっぱいで、全県でわずか20,000千円ぐらいというではありませんか。私たちももちろんこういう県の財政状況はわかりますが、しかし、これから県をしょっていく子供たち、今特に少子化問題がこんなに大きくなっている中で、20,000千円の予算を削らなくてはいけないのでしょうか。県はお金がないのか。私もいろいろと調べました。確かに国からのいろんな問題もあるでしょう。しかし、何かを削れば、必ずできる要素があるわけです。

例えば、私はずっと問題と思っておりますが、古川知事の一月の報酬が皆さん幾らか御存じですか。1,280千円です。出納長の報酬が910千円です。これだけ聞いたのでは、やはり県の知事だから当然だと思われる方もあるでしょう。しかし、私は全国のを調べて驚きました。知事も出納長も、全国で7番目なんです。

じゃあ、佐賀県の財政規模が全国でどれくらいかというのを担当課に調べてもらいましたが、何と下から2番目の46番目なんです。こんなことがあっていいのでしょうか。特に今、労働者の最低賃金は600円ちょっとなんです、そういう状況です。ましてや来年、知事は改選期です。そのために、退職金が何と42,840千円です。4年間頑張って、私たち鹿島市民を苦しめに苦しめたあげく、退職金は42,840千円も持っていかれるんですよ。こういう状況の

中で、全県の子供たちのわずか20,000千円のお金を県は削ろうとしているんです。皆さん許せるでしょうか。私は許せません。

ちなみに、一番安い知事で、何と岩手県の650千円。あの話題の多い長野県の知事は、下から2番目の675千円です。

さらに、むだなお金、先ほども申しましたが、新幹線推進のために、マスコミなどに12,000千円ぐらいですか、の予算を使っています。これらの金があれば、子供たち一、二歳の入院時の全県での食事代を無料にすることはできるんです。皆さん、一緒になってこの20,000千円のお金をもぎ取ろうではありませんか。

特に、県が就学前医療費無料化をどんどんあちらこちらでやっておりますが、ぜひ佐賀県にもこのことを早急にやるように、私は要求をすべきだと思いますが、その点についての御答弁をお願いします。

ちなみに、これはつけ加えですがね、この少子化対策を特に取り組んでいるという静岡県の長泉町というんですか、人口が3万8,000人ぐらいだそうですかね。ここでは、子供の問題については厚生労働省、文部科学省ということで分かれていますが、ここでは縦割りをやめて、子供の問題だけの担当課をつくって取り組んだそうなんです。そういうことで、人口増加が7.1%、それから、出生率が1.68%と伸びてきているそうです。それから、人口1,000人当たりの出生数が12.1人ということでね、非常にやっぱり積極的に取り組むことで、そういう大きな伸びが出ている、これはつけ加えですがね、そういう実態の自治体もあります。ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次に、学童保育所についてです。

学童保育所についても、ずっと取り上げておりますが、今回の冒頭表明をしていただきました。全学校区ですということですね。これまでも質問のたびに、長い間必要性を認めながら適当な場所がないということで答えが返ってきたんですが、まず、お尋ねをしたいと思いますが、学童保育所の場所ですが、これまでのように学校施設の利用になるのか、どういう状況で取り組まれるのかということ。さらに、対象学年をどこまでされるかということ。そして最後には、直接の担当はどこがやるかということです。福祉が大体は担当だと思いますが、その問題について、お答えをいただきたいと思います。

じゃ、次に、教育基本法についてお尋ねをしたいと思います。

4月13日に、与党教育基本法改正に関する協議会が最終報告を提出し、小泉内閣は直ちに法案化を進め、4月28日、教育基本法を閣議決定して、国会に提出をしました。

連休明けの5月11日には、衆議院に特別委員会がつくられました。6月18日会期末に向けて、急いで審議をという与党のねらいがあったわけですが、しかし、今回は全国的にも、この問題に対して大きな疑問や反対の動きが出てまいりまして、もっと十分な論議をすべきだ、国民にもっと知らせるべきだなどの声の中で、今回は強行をしないということで、延ばされ

るということになったわけですが、しかし、いずれにしても、この動きは逃れることのできない問題だと思いますので、私は取り上げさせていただきました。

教育基本法については、私も調べてみましたが、最初制定されてから今まで全く手がつけられていないようです。今回、突如全面改定の国会審議が始まるという重大な情勢になりました。

私は以下のような理由で、まず、教育基本法の改定はすべきでないという立場で、主な点について質問をしたいと思います。

第1に、教育基本法は、準憲法的な法律であると言われております。ですから、まさに駆け込み審議ではなく、徹底した審議をしないといけないということ。教育基本法の前文は、この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。日本国憲法の精神に云々ということで、この法律を制定するというように、前文がうたわれています。戦後、教育基本法は教育の憲法、根本法として、民主的な教育の原点としての役割を果たしてきたと言われております。それを変えようというのですから、駆け込みでなく、徹底した審議をすべきです。特に、全面的な改定になっていますから、時間がないと数の力で成立をねらうことなど、許せるものではありません。

第2に、国民全体に議論を広げて、国民のあらゆる階層から意見を十分に反映させること。準憲法的な法律の改定の審議なら当然のことです。駆け込みで国会には提出をしましたが、自民党、公明党、両党の間では3年間にわたって、少数の与党議員と文部科学省の官僚により密室協議が進められてきたと言います。そして、この内容については、全く国民に知らされずに突如、改定案が国会に提出されております。

日本共産党は、政府・与党内での密室協議の会議録、資料を国会に報告、提出することを求めておりますが、衆議院本会議で日本共産党の石井郁子衆議院議員の会議録提出の要求に対し、小泉首相は、政府はお答えする立場にないと言っています。しかし、この資料は、与党協議では文部科学省がつくった資料が配付され、文部科学省の担当も出席して、公的な性格を持ったものになっているそうです。しかし、配付されるその資料は、その都度回収されるという全く密室ぶりだそうです。法案がどのような意図で作成されているかなど知るのは当然のことではないでしょうか。これに対しては、民主党や社民党も与党で70回議論したと言いながら、中身が全く見えてこないということで、この提出を望んでおります。

じゃあ、今、何のための改定なんでしょうか。今度の改定は、政府が本会議の趣旨説明の中で述べているように、教育基本法の全部を改正するというものだそうです。ところが、この全面改定に当たってなぜ改定するのかというと、まともな説明があっていないと言います。政府が提案理由の一つとして述べたのは、半世紀以上が経過しております。この間、科学技術の進歩、情報化、国際化、少子・高齢化など、我が国の教育をめぐる状況は大きく変化したこと。もう一つは、教育の荒廃が深刻化し、子供のモラルや学ぶ意欲の低下、家庭や

地域の教育力の低下云々ということで、若者の雇用問題などの深刻化など、さまざまな課題が生じていて、教育根本にさかのぼった改革が求められておりますというものです。

お聞きになっておわかりのように、今の問題はわかりますが、全面改定とするという、今、教育基本法のどこが問題なのかは言われておりません。自民党の武部衆議院議員などは、あのホリエモンに対し、問題のなかったときは、小泉改革の成功者のようにもてはやしました。そして、ライブドア事件が明らかになったら途端にどうでしょう。教育のせいでこういうふうになったんだと、そういうことを言うようになりました。今いろんな社会的問題が起きておりますが、そういう問題がことごとく教育のためだというようなことです。おかしい話ではないでしょうか。これまで教育をめぐるいろんな問題があったでしょう。しかし、それは教育基本法に問題があったのではなく、大事な目的のために、この間十分に努力をしてきたかということではないでしょうか。政府は改定の理由を明らかにしておりませんが、改定の目的が何かを明らかにすることが、今一番大事な部分だと思います。教育長は、今回のこのような件に対して、どのようにお考え、どのような形でごらんになっているのか、まず、お聞かせいただきたいと思います。

次に、教育の目標で、改定案の2条の5には、伝統と文化を尊重し、それを育ててきた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことと書かれておりますが、私は、憲法や現行の教育基本法で十分に対応できてきたと思いますが、これに対応できないのかどうか、これに対してはどのようにお考えでしょうか。

次に、今回の改定案の中で特に問題とされておりますのは、愛国心の問題ではないでしょうか。改定案の第2条に教育の目標を設け、そこには国を愛する態度など20の徳目を上げて、その目標の達成を国民全体に義務づけることになっています。そして、そこで定めたものを6条においては、「学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。」と具体的に義務づけられています。

20の徳目をそれぞれ見れば、確かにそうだと思えるものもあります。しかし、それを法律で目標とされ、さらに、その達成が義務づけられるということは、教育というより、特定の価値観を子供たちに押しつけることになるのではないのでしょうか。これまでも新学習要領により、国を愛する心情を育てるようにすると書かれていることで、幾つかの自治体では、それに基づいて、通知表でそれが評価をされるという事態が起きて問題になっております。これが法律で義務づけられることになれば、いや応なしに子供たちに特定の価値観が押しつけられることになるのではないのでしょうか。

これまでも福岡県などで社会科評価の筆頭に、我が国の歴史や伝統を大切にし、国を愛する心情を持つとともに平和を願う世界の中の日本人としての自覚を持とうとするというのがあったそうです。愛国心が評価の対象とされているわけですが、「十分に満足できる」がA

です。「おおむね満足できる」がBです。「努力を要する」がCです。そういう評価をするそうですが、何を基準に評価ができるのでしょうか。しかし、これは市民の強い批判により翌年から取りやめになったということです。これが法で義務づけられることになれば、それこそ大変なことだと思います。

私は、子供たちの国を愛する心などを通知表などで評価するということは、大きな間違いだと思います。もちろん当然の問題として、子供たちに対して、ほかの国の人たちを敵視したり、ほかの民族をべつ視することはいけない、真の愛国心といろんな民族との友好の精神を養うことは当然のことだということを教えなくてはならない。しかし、そういうものを市民道徳という法律によって、義務づけられたり強制されるものではないと思います。この辺についての教育長の御見解をお尋ねしたいと思いますが、きょうもですね、今、非常に教育基本法には載っておりますが、これは何新聞だったんでしょうかね、毎日新聞ですね。毎日新聞にも、愛国心というのは自然にわき出すものという見出しでこの問題が書かれておりますが、これから十分に論議されていく問題ではないかと思います。教育長の御見解をお聞かせください。

次に、教育基本法の改定により今真っ先に何をしようとしているかということだと思います。それは新しい教育基本法をもとに、新たにつくる教育振興計画に盛り込んで、来年度、全国一斉学力テストをするという計画がされております。既に4月20何日ですかね、発表もされているわけですが、既に御承知と思いますが、小学校6年生と中学校3年生のすべての児童・生徒に国語、算数、数学のテストを全国一斉にやり、すべての学校と子供たちに序列をつけるというのだそうです。確かに子供たちの学力により、子供たちの学力の現状を知るということも大事なときもあると思います。しかし、すべて学校と子供に序列をつける意味がどこにあるのでしょうか。これまでも佐賀県において学力テストが行われてきたと思いますが、これらの結果が子供たちの学力向上に、結果としてどう出てきたのでしょうか。

特に、この学力テストの問題では東京都なんか非常に大きな問題が出てきておりますが、これは国会で志位委員長が質問したときに明らかになったんですが、東京では今、学校区は自由に行けるようになっているわけですが、東京都が学力テストをして全学校、それから子供たちの序列をつけたことで、学校の成績が低かったところにことし3校だけ、入学生が一人もいなかったというんですよ。そういう事態が既に生まれているんですね。

今、それでなくても勝ち組だとか、負け組だとか、いろんな問題出ていますね。地元の先生に聞きますと、やっぱり今経済的な余裕があるところとないところでは、子供たちの学力の差が非常に大きく出てきているというような、今いろんな社会問題の中でもそういうことが出ているときに、こういう事態が出てきたらどうなるんでしょうかね。本当に恐ろしいような計画が次々にされている。

それから、以前学校の先生をされていた方に聞いたんですが、以前その学力テストがあるときに、学校全体の成績を下げないために、どうしても教えてもできない子に、あんたは学力テストのときは出てきんしゃんなどということだね、学校で試験を受けさせないというような事例も出たというような、そういうこの学力テストが何のためにされるかということがね、今非常に私たちがしっかりと考えなくてはいけないところだと思います。

教育長にお尋ねしたいと思いますが、全国一斉学力テストの実施、それによる学校と子供たちに成績順の序列をつけるということをどのように受けとめられるのか、御意見をお聞かせください。

次に、教育基本法の第4条（義務教育）の中に、「国民は、その保護する子女に、9年の普通教育を受けさせる義務を負う。」このように書かれています。

ところが、改定案の義務教育の欄を見ますと、「国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。」とし、9年という義務教育の期限が削除されております。このことに何が起きると思われますか。例えば、年数の制限がないために短縮をされたりというように、子供によっては期間が変わるということも考えられるのではないのでしょうか。今回の改定の目標に、特定のすぐれた子供をつくることにあるなら当然考えることだと思います。

もう皆さん方も既に御存じだと思いますがね、この推進の先頭に立ってきた、あの三浦朱門さんがおっしゃっていますよね。何とおっしゃっているかという、驚くことですね、落ちこぼれの底辺を上げることばかりに今まで力を注いできた、その力をできる者を限りなく伸ばすことに振り向ける。限りなくできない非才無才には、せめて実直な精神だけを養ってもらえばいい。こういうことを本当にどういう、この方は私、三浦朱門さんて素晴らしい方だと思っていましたが、この言葉を聞いたとき驚きましたがね。こういうのを根本にしながらね、今回の教育基本法の改定が取り組まれていることですね。

そういうことですが、私は、勉強の面ではえり抜きの子がこういう取り組みでできるかわかりませんが、義務教育の9年間というのは学力をつけることはもちろんですけど、それだけではないと思います。一人の人間としての人格、道徳などを養う大きな意味があると思います。特にお互いが助け合うなどして学校生活を送ることは、成人になって社会生活を送る上で、とても大事なことだと私は思います。それがないことで、自分さえよければいいという人間がふえれば、社会の組織だの成り立たないのではないのでしょうか。残念なことに、今でもそのような傾向があらわれつつあるようです。教育長は、普通教育課程9年が外されたことについて、どのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

第1回目の質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

答弁を求めます。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

新幹線問題にお答えいたします。

まず、決意をということではありますが、先ほど松尾議員申されましたように、昨年8月、私たち鹿島市は経営分離へ同意をしないという結論を出しました。これは議会とも相談をし、そして、市内の21の主要団体で構成をされる組織、こことも相談をし、そして住民説明会を6地区でやり、そして最終的に、鹿島市を二つに分けて住民説明会をやりました。その結果、私たちは同意をしないと。そして、この8月末での結論というのは、協議をスタートする前に県と私たち期成会で、8月までに結論を出しますというかたい約束をした上で結論を出したものであります。このことは当然、市内外のいろんな組織、あるいは人々、あるいは県、国も、私たちのこの結論を尊重すべきだというふうに思っております。

そしてまた今回の市長選では、私はこのことを、ほとんどこのことのみを前面に打ち立てて、これに対する住民投票ということを訴えて戦いました。つまり、子や孫たちのために、私は経営分離には同意しませんということでもあります。もしここで経営分離に同意してしまえば、三セク経営はいずれ行き詰まり廃線となり、長崎本線は二度と戻ってこない。そうすれば、この地域の疲弊というものは明らかなことであるということをお願いしました。

経営分離に今同意をすれば、県との関係はよくなり、それが一番楽であります。しかし、そのツケとして子や孫たちが非常に苦勞をすることになります。今同意をして、今の時代の我々が楽をするか、歯を食いしばって苦難に立ち向かい、子や孫に大切なものを残してやるか、どちらをとるかという選挙戦であったと思います。また、この問題に私たちは対処するために、このことを常に念頭に置きながら考えていかなければならないことというふうに私は思っております。したがって、市長選の公約どおり、私は当選をさせていただきましたので、公約どおり、私が任期中の4年間は同意をするつもりはございません。

それから、今後の国に対する対応であります。これは、直接国に、あるいは間接的に、いろんなやり方があります。私は、まずは絡めてからやっというふうに思います。この問題を全国的な議論を巻き起こしていくと。つまり長崎ルートをいかに我々県民が望んでいないか、あるいは長崎県民も望んでいないか、あるいはいかに時間短縮効果が少ないか、経済効果も少ないか、あるいはまたこの並行在来線問題を、こういうものを中心に訴えていきたいというふうに思っております。

つまり日本全体の国民に、あるいはこの建設費を支払われなければいけない納税者に、あるいは選挙民としての顔を持つ国民の皆さんに、こういうものを訴えていくべきだというふうに思っております。

先般「サンデープロジェクト」でこの問題を取り上げていただきました。CMの時間を除きますと、正味30数分という大々的に取り上げていただきました。この中で、長崎県の公共

事業の状況、ほとんど大きい目ぼしいものがないと。そういう状況の中でのこの新幹線の待望論ではないかというふうな取り上げ方、あるいは第三セクターで経営分離をされて第三セクター経営をした後、肥薩おれんじ鉄道の阿久根市の状況、商店街が非常に疲弊してしまっている、あるいは阿久根市の市長が申されておりますように、乗客数が減るとは想像していたが、想像以上に激減しているという状況、あるいは東北新幹線の二戸駅、これは途中駅になります、最終駅ではなくて。こういう途中駅はむしろ、新幹線が開通して在来線が減ったために、商店街が疲弊をしてしまっている、こういう状況も映し出されました。それから、佐賀県民も長崎県民も望んでいない、こういうものもデータとして出していただいた。

この放映が終わって、全国各地から本当にびっくりするぐらいの多くの励ましのメール、手紙をいただいておりますし、また、これも具体的には申しませんが、いろんな立場の人、もちろんこういう人まで励ましてくれるのかというような国会議員の先生方からも電話をいただいて、頑張れと、君の言うことが正しいというふうなことも言っていたいているわけがあります。

こういうことをもっともっとやっぱりマスコミにも取り上げていただいて、あるいはいろんな各地でこういう議論がわき起こるように、こういうことをまず目指していくというふうに思っております。

それから、自民党の片山参議院幹事長が長崎県で発言をされたということで、これは新聞に載っておりましたが、「同意なし着工の仕組みを」と。沿線の全自治体の同意がなくても、着工できる仕組みを考えるべきだということを述べられたということでもあります。私は、このことを新聞記事見て、やったと思ったんですね。それはどういうことかといいますと、知事さんとかなんとか、あるいは県内の自民党の国会議員の先生たちが、見切り発車をしていいじゃないかというふうなことを今までも何回も何回も繰り返して言われました。そのときはまだできておりません、見切り発車は。この全自治体の同意がないと着工できないという本当の仕組みの中身を、しんのしんのところがまだ私はわからないでございました。しかし、片山議員のこの発言によって、私はこの仕組みをしんのしんのところまで知ることができました。同意なしに着工できる仕組みを考えなければいけないということは、今の仕組みでは全市町村の同意がないと着工できないということなんです。このことがはっきりわかったですね、皆さん。どこからどう攻めていっても、これはできないということがはっきりわかりました。

それから、そのことを裏づけるように、今までのことを思い出してみますと、昨年12月21日の朝日新聞にこういうふうに乗っております。古川康知事はどういう集約の仕方をするのか、最終的には、私の判断と。政治判断に含みを持たせてきたと。だが、国は15日——つまり昨年12月15日だと思いますが、自民党整備新幹線等鉄道調査会の会合で、地元同意の定義をはっきり示したと。知事の同意でよいのではないかという意見に対し、梅田国土交通

省鉄道局長が、地方自治法の考え方からしても、沿線市町村の首長の同意と解釈していると。つまり、やはり今の仕組み、今の法律では、並行在来線の全市町村の同意がないと着工できないと。法律上からも仕組み上からもなっているということなんですね、これがはっきり確認できました。

今の仕組みをもう少し広げて考えますと、国会というのは法律をつくる場です。ですから、今の法律の仕組みを変えることができます、理論上は。しかし、現実的にこれが可能かということをやっと検証してみたいと思います。

今ワールドカップがあっていますから、ちょっとこのことに例えて言ってみますと、まず、このゲーム自体は、今言いましたように、今の法律、今の仕組みで、このルールで成り立っているわけですね。私たちはほんの小さな田舎のチームです。ところが、県、国というのは巨大な、つまりワールドカップのカップを手にするようなチームです。ところが、実際ゲームをやってみたら、なかなかその大きな方が点数がとれない、いらいらする、あるいはサポーターからもブーイングが来る、何かと。そういうことで、じゃ、これはサッカーというのは、御存じのように、例えばゴールをしても、オフサイドだったらその1点は無効になりますね。しかし、そのゲームの途中でやっぱり、向こうチームだけオフサイドの上に1点ゴールを入れても、これは1点と加算しようと、こういうルールを途中で変更できるかということなんですよ。

今、きょうの新聞でしたか、きのうの新聞でしたか、あと何年か後には10数兆円の歳入不足が生じる、国庫がですね、国庫会計が。そうしたときに、やはり消費税等増税が必要だと、こういうことになっておるわけでありますが、その増税の是非はともかくとして、片方で税金を上げるということをやりながら、片方でこの公共事業にこういうふうに垂れ流しをすると、こういうことが国民が許すか、あるいは納税者としての国民が許すか、あるいは選挙民としての国民が許すかですね。やはり新幹線長崎ルートに対する、少なくとも佐賀県民、長崎県民は、これは必要でないという人が圧倒的に多いわけです。こういう人たちが、私たちもそうですが、もしそういうルール改定をするようなことをやるということになれば、やはり一県民、一国民、あるいは選挙民、納税者として立ち上がらなければいけないというふうに思います。

私は、事実上はこのルール、仕組みを変えるということは、つまり地方自治法と、このことも、やっぱり抵触せざるを得ない問題があるんじゃないかというふうに思っておりますので、相当に厳しいものであるというふうに思います。

したがって、私は、しかし、どちらにしても4年間は、同意をするつもりはありません。———です。これは私が公約として掲げて当選させていただいた以上、選挙民を裏切ることはできないと、こういうことであります。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

私の方からは、2点目の山間地の皆さんの生活の足を確保してという質問に対してお答えをいたします。

これにつきましては、これまでも何回となく御質問がありました。そのときには、主に二つの理由で答弁をしてきたと思います。

まず一つは、国・県の補助制度が縮小、廃止される中で、鹿島市の一般財源の歳出が非常に増加する中、現行制度上の中でいろんな工夫をしながら対応をしてきたと。一つが路線の運行本数の縮小、そして先ほど言いましたように、日曜、祭日の運行の中止ですね。このような対応をとってきたところでございます。

しかしながら、そもそもこの路線というのは廃止路線ということで、そしてまた、その後も国の補助制度、県の補助制度等が年々見直しをされまして、なかなか好転はいたしておりません。そういうことで、もう一つの理由としてお答えしてきました、近いうちに一体的な見直し、検討が必要であろうということもあわせて言っていました。その時期がいよいよ今年度だろうということで、今年度じゅうに、その制度について見直しを行いたいというふうに行っているところでございます。

その前段として、各路線の実態調査を行いました。すべての路線、時間帯については調査できませんでしたけれども、午前、それから午後、それぞれ実態調査を行ったところ、往復ゼロという路線はありませんで、最低1人は乗車をされているという現状で、最高で1路線につき往復10人の方が、そのときは乗車をされておりました。そういうことで、このような実態ですね。それから、先ほど言われました日曜、祭日、先ほど土曜日とも言われましたけれども、土曜日は運行しております。そういうことで、日曜、祭日の運行の要望、これらのことも念頭に入れながら、これから開催いたします検討委員会の中で検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

3点目の職員の健康管理と財政基盤強化計画についてお答えをいたします。

一般的に言いまして、精神的、肉体的に多かれ少なかれ、負荷のかからない仕事はないというふうに考えております。異動直後などは、特に前の課の知識あたりは全く役に立ちませんので、この先、自分はこの課でやっていけるかどうか、やめんといかんようになるのではないかなというように考えてまして、長い勤務のうちには、こういったことが何度もあるかと思っております。これと自分はどうか折り合いをつけていくのか。これは個人が見つかる

しかないというふうを考えております。

財政基盤強化計画について、ぜひ御協力と御理解をお願いいたしたいと思います。（「答弁になっとらんやんね」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

私の方からは、松尾議員の御質問の中の福祉事務所の所管についてお答えをしたいと思っております。

まず、就学前医療費の無料化の件についてでございますが、この件につきましては、市長が演告でも申し上げておりますが、子育てをしやすい環境づくりの施策の一つとして、今議会で条例改正の提案を予定いたしております。

具体的な内容といたしましては、本年8月の受診分からでございますが、就学前医療費の2分の1を市の単独補助として、助成対象年齢の拡大を図ることを提案いたしたいと思っております。

あと、県が残りの2分の1を助成していただければ、全額助成ということになるわけでございます。県に対しましては、就学前まで医療費の助成を拡大してもらおうということを毎年度要望しております。ことしも要望をするようにしておりますが、今後、引き続き強く要望をしていきたいと思っております。

次に、学童保育所の関係でございますが、現在、市内7小学校のうち、鹿島、明倫、浜の3小学校では放課後児童クラブを設置して、運営を行っております。そのほかの4小学校区につきましては、地区の保育所の方をお願いをいたしまして、同様の支援策を実施しております。来年4月からは、全小学校区におきまして放課後児童クラブを設置して、同じようなサービスを提供できるように、今準備をしているところでございます。

設置場所の件につきましては、学校の敷地内ということで限らず、近隣を含めまして、安全性等を十分配慮いたしながら、総合的に検討していきたいと考えております。また、それ以外に指導員の確保、あるいは現在同様の事業をお願いしております保育所との調整等を図りながら、来年度の実施に向けて努力をしていきたいと思っております。

担当部署はどこかということでございますが、学童保育の担当は、うちの福祉事務所ということになります。

以上、答弁とさせていただきます。（「対象学年の答弁がないね」「対象児童の学年」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

申しわけございません。対象学年につきましては、1年生から3年生までということで予定しております。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

教育基本法につきまして、大きく6点上げられたかと思います。大変大きな問題でありますので、わかりやすく申し上げたいと思いますが、現実的には先ほどおっしゃったように、国会に提出をされておりますので、そこでの十分な審議が尽くされるのを期待するしかないというのが現時点での率直な思いであります。したがって、私自身の思いが幾らか入らざるを得ないことをあらかじめ御了解いただきたいというふうに思います。

まず1点目の、現在の憲法のもとでの改正の動きをどのようにとらえるかということだったと思います。

先ほど申されたとおり、昭和22年に、憲法と同じ年に施行をされておるわけですね。しかも、義務教育の年限、あるいは無償性、あるいは教育の機会均等、こういったものを定めて、11条から成る法律であります。まさに、この憲法にうたわれた精神とリンクをしていると。この教育の基本理念等が盛り込まれた根本法であるということは間違いないところであります。今日までその役割を担い、使命を果たしてきたというのは、これは現実的な事実であろうと思います。

それが今回、御指摘のような動きになっているわけでありますけれども、結論的には、これからの教育はどうあるべきかということを国民に問い、審議にはもっと時間をかけるべきだと、これは私自身、基本的なスタンスとして、そのように考えております。

さかのぼってみますと、実質的には2000年の2月にスタートをしているわけですが、そこからいたしますと、確かに年月は5年半ぐらいたってはいるわけですが、この間の国民的な議論の盛り上がりという点では正直疑問を感じるところでもあります。

2点目の、それでは今、何のための改正であるかということだと思いますが、この見直しの動きは、先ほど言いましたように、かなり前から論争が繰り返されてきた経緯があります。もちろん賛否両論あるわけでありまして、その後しばらくは鳴りを潜めていたといえますが、手をつけられなかったという歴史的な背景もあります。それがなぜ今ということになるのかと思いますが、おっしゃったように、やはり成立以来の約60年も経過するわけですので、時代に相応するものかどうかという視点での検討の必要性は、一般論としては当然であろうというふうに思います。ただ、その際、現行法にあるこの普遍的な理念、これはきっちり残しながら、さまざまな角度から論じられることが肝要であるというふうに思っております。

3点目の、わざわざ改正をしなくても現在の基本法で十分耐えられるではないかということだと思いますが、もともとこの教育基本法というのは、この憲法の理念を実現するために一体性を持って策定をされている。つまり準憲法的な性格を有するということは、おっしゃるとおりでございます。ここを読みこなす中に、その精神は随所に、やっぱりうたわれているというふうに理解をしております。

今回の改正案を、その前文はどうなっているかといいますと、国と郷土を愛する云々との箇所でございますけれども、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」となっておりますが、表現上、このように明確化されたということでの印象を持っております。

なお、法的根拠としては、これまでありませんで、学習指導要領上に組み込まれていた程度でございますので、現行の教育基本法にはなかったという状況でもありました。

4点目の、国を愛する心情を育てようとするというようなことが、通知表等の評価で義務づけられるような心配があるかどうかということですが、この学習指導要領というのは、一つは教育の機会均等、もう一つは、全国的な教育水準の確保というために定められたものがありますので、その中で例えば、6年生の社会科に目標としてそのような内容が取り上げられております。ここでは、国を愛する心情だけでなく、世界の平和を願う自覚を持とうとする態度を含めて、あくまでも一つの教科の関心、意欲、態度におけるそのトータル的な評価として求められていることであります。市内には、そのような表記項目を設けておる通知表はありません。また、子供たちの行動、あるいは性格面などで、評価項目の設定である義務づけ等につきましては、私はなじまないことであるし、全く考えておりません。

5点目の、全国一斉学力テストについておっしゃったかと思いますが、この調査のねらいというのは二つありまして、一つは、その学習の到達度、理解度を把握して検証するというものが一つ、もう一つは、客観的なデータによって指導方法の改善を図るということであります。

19年の4月24日に、もう既に全国の小学6年生と中学3年生対象に実施が予定をされているわけですが、御承知のとおり、学校現場というのは、先ほどの二つのねらいに沿って常々こういう調査、テスト等は日常的に行っているわけですね。純粹に本来の意義、目的にかなうことであれば、義務教育において果たすべき国の責務としては当然であろうというふうに思います。

問題は、学校間の序列、あるいは過度の競争を生むのではないかというような懸念は全国的にも論じられていることではありますが、私は、点数だけがひとり歩きしないように、あるいは結果を正しく受けとめることで、あくまでも個人に返す、そして、教師の指導方法改善の一助となるようにという、このことをやはり鹿島市としての実効ある活用を工夫していきたいというふうに思っております。

最後に6点目ですが、義務教育9年という期間、これが削除されるような動きがあるがということですが、憲法6条に教育を受ける権利、受けさせる義務という規定があります。そのことに基づいた制度としての義務教育でありますので、良質の教育を保障する一定の期間として、引き続き同様の規定をなすことの方がむしろ必要ではないかと、私自身は思っております。このことは、さきの六三制の御質問をなさったときも、慎重を期すべきということ

で私も答弁した、これと一貫したものでございます。

ただ、9年という年限規定は、例えば学校教育法の中で盛られるような動きもあるやに聞いておりますが、これは何らかの形で残す必要性は認識されているというふうに受けとめております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

ただいまの私の答弁の中で、発言の削除を1カ所お願いしたいと思います。「—————」というふうな表現をいたしました、その部分の削除をお願いします。私は、御存じのようにノー原稿でやりますので、つついちょつと言い過ぎな点もありますが、不穏当な発言だったというふうに反省をしております。陳謝をして削除方をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

それでは、次に進んでいきたいと思いますが、まず、新幹線問題ではもういろいろ申しません。今の市長の方針で進んでいただきたいと思いますと同時に、先ほどおっしゃいましたように、「サンデープロジェクト」の放映によって全国からいろんな励ましもあったということですが、全国はもちろんですがね、周辺の自治体の人たち、例えば白石町なんか自治体としてはオーケーを出しているわけですが、その住民の方なんていうのはね、やっぱり頑張ってくれと。この前も市長も直接体験されたと思いますがね、本当に皆さんが必死なんです。それから、長崎県だってそうです。その周辺の皆さんたちがね、今は何とか鹿島が頑張ってもらいよっけん安心できているんだと。この前も白石町の人、これで長崎本線がなくなったら、町はもうおだぶつだというようなね、そういう本当に必死な願いを今鹿島市に託されているということを、ぜひ私が言うまでもなく受けとめてもらっしやると思いますが、そういう形で取り組んでいただきたいと思います。

次に、山間地の乗り物の確保の問題ですが、ことしじゅうに検討されていくということで、ぜひいい結果を出していただくようお願いしたいと思いますが、本当に地元の方はね、朝は下って、夕方上ってくるだけでんよかということなんです。本当に1本ずつでもいいからお願いをしたいという必死の皆さん方のお気持ちがありますので、お願いをしたいと思いますが、例えばこれを実際に取り組むとしますと、4路線ですか、5路線ですか、一遍にはないと思いますので、大体、年次的にはね。具体的にどうなるということはわからないと

できないと思いますが、目標をどのくらいに定めながら、1年にどれくらいの路線取り組んでいきたいと思いますか、それは一遍にがいいですがね。いろいろ問題もあると思いますが、その辺あれば、簡単に結構ですから。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

具体的にどれくらいの本数というか、そういった目標があるかどうかというような御質問だと思いますけれども、先ほど申しましたように、現行等の実態等を調査しまして、そういった対応策についてはこれからということで、まだ具体的な見直しの案というのは持ち合わせておりません。今後、そういったことを踏まえて、検討をさせていただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

じゃ、先に行きます。

先ほどの職員の人事管理について、全くこの大変な時代になっているときの答弁ですか、今の答弁が。だれだって仕事の上で大変なときもありますよ、やめたいと思うときもありますよ。それとこれは、また違うんじゃないですか。仕事の大変さ、内容の大変さとは、また別なんですよね。あなただって恐らく余分な時間だって仕事をしなくちゃいけない、特に重要な部門にいらっしゃるわけですから、そういうことがあると思うんですがね。

例えばですよ、私ここに資料をいただきましたがね。平成10年から平成17年まで30日以上病気休暇の職員数を出してもらっておりますが、49名です。一番多い年が14年度7名、17年度6名、16年度7名というような形で出ています。それから、在職中に死亡した職員の人が12年に2名、14年に2名ということで、ここには出ておりますがね、まだ亡くなられた方いらっしゃいますよね、そういう状況ですよ。今、やっぱりそういう、もちろんその人たちのいろんな体質的な問題もあると思いますがね、そこまで持ち込んでいかなくちゃいけない。例えばですよ、1人の人が仕事をしておって、きょうはもうどうしても頭が痛いから休まんといかんと言っても、その仕事をさばかさんといかんというときは、休めますか。そりゃ、よっぽどぶっ倒れる場合そうじゃないでしょうけどね、それがないと、どうしようもないときはどうなりますか。

例えばね、きょうの議会があるときにですよ、けさ朝突然ちかっと腹ん痛かな、頭の痛かと。例えば課長さんたち、どうですか。腹を押さえて薬は飲みながら、痛みどめしながらでも来んと、あなたじゃないとできないわけでしょう、今まで準備されて。これは特別ですがね。そういうかねがねの日常の生活の中だってそういうのがあるんですよ。私も職員でやったからわかりますよ。自分のやっている仕事をね、きょうちょっと休むけん、あんたして

くんしゃいて、継続された仕事、それできないんですよ。本当に痛みどめを飲みながらでも来てせんといかんときもあるわけですよ。

しかし、そういうのが重なっていくときにね、いろんな問題があるわけですが、今は特にこれだけ人数も減らしてきている中で、そういう代行ができないというような、そういう事態も非常に多くなっているし、今度は、そういう気持ちがいいろいろあることがやっぱりストレスにもつながってくるというような問題があると思うんですよ。

私はね、もちろんこの病気をされている人たち、亡くなられた方たちがすべて、そのことが原因だとは申しませんがね。大いにしてそれがあると思うんですよ。だからね、本当に今の答弁は、あなた、職員を管理していく頂点に立っている人がそういう形で職員を管理しよったら、職員はたまらんですよ。不安でしょう、皆さんどうですか。そういう人が自分の上に立って管理されていると。私は、もう少し違った形の答弁が出てくると思いましたがね、市長いかがですか。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

議員もおっしゃいますように、すべての病気が仕事に起因しているものではないということと仕事についての考え方、同時に職員の健康については、最終的にはおのおの職員個人に自覚してもらうのが基本という考え方を先ほどは申し述べました。もちろん、同時に福利厚生部署としては、側面から精いっぱい職員の健康管理のお手伝いをしなければならないのは当然のことで、そうしております。

それと、職員の配置につきましては、毎年12月ごろ、各課の業務量の調査を各課長あてに通知をいたしまして、職員の適正な配置に努めるようにいたしております。また、何かあったときは、随時申し出をしてもらって、課題の解決に努めております。

このようにして把握している状況からは、現在の市役所の業務で時期的なものとか、突発的なものを除きましては、大変忙しいとは思っておりますが、健康を害するほどの過酷な量の通常業務を受け持つ課はないものとも思っておりますし、そうならないように、そうないようにということで努力をしております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

実態として、先ほど部長が申しましたが、全体の考え方として、まず、御指摘のように今、鹿島市の職員数を減らすと。現実に既に30名、数年前とすれば減らしておりますし、今からまた財政基盤強化計画どおりに削減をしていくと、このつもりであります。

これは、やはり交付税等一般財源が非常に激減していると。こういう中で、住民サービスをできるだけ低下させないためにどうするかと。ここに基準を、焦点を合わせて財政基盤強化計画というのを組んでおります。当然やはり今御指摘のように、あるいは御心配のように、じゃ、今までと比べて職員の総体的な仕事量というのはふえていく、これは事実であります。そういう中で、無理をする場合もあるだろうと、こういう場合には健康に十分留意をしていくように指導しなさいということではありますが、もちろんそのことを最大限に私の方も配慮をしながらやってまいりたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

時間がありませんので進みたいと思いますが、特に職員の管理については、本当に今度の中橋課長の死に至っても、私は本当にいろいろ問題があるなと思いながら見えています。それはもう申しません。

教育長の方に1点だけ、先ほどいろいろおっしゃっていただきましたが、それを云々していくものじゃないと思いますので申し上げますが、1点だけ、全国学力テストの問題でお尋ねをしたいと思いますが、既に全国的には、来年の学力テストを辞退した自治体が出ています。そういうことが出てきておりますが、鹿島市としては、いかがですか。私はいろんな問題を考えるときに、そういうこともできるということですが、いかがお考えですか。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

先ほど最後に申しましたように、何か学校の格差ですか、そういったもの、あるいは競争等、こういったものには、本当に私がかねがねその辺については一番配慮をしているところでございますので、そういったものを含みながら、純粹に子供たちのためになること、そして、先生方の指導の改善のためになることというふうにとらえて、実施はやりたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

時間がありませんので、それぞれは申しませんが、私は特に、この教育基本法の改定については、憲法問題とあわせて非常に重要な時期に来ていると思います。この教育基本法の改定については、私たち日本共産党では、これはやめさせなくてはならないということでアピールを出しております。その大事な分だけ読み上げて、終わりにしたいと思います。

「教育基本法を全面的につくりかえるねらいは、どこにあるのでしょうか」ということで、

その分だけを訴えたいと思います。

「基本法改定は、憲法を変えて「海外で戦争をする国」をつくろうという動きと一体のもので、憲法改定をすすめる勢力のいう「愛国心」とは、「戦争をする国」に忠誠を誓えというものにほかなりません。そのために教育を利用しようというのです。それは、前文から、憲法と教育基本法とが一体のものであることを明記したことばを削除し、「平和を希求する人間」の育成という理念を取り去っていることから明らかです。また、日本の政府・財界は、教育の世界をいっそう競争本位にして、子どもたちを早い時期から「負け組・勝ち組」に分け、弱肉強食の経済社会に順応する人間をつくることを狙っています。その考え方は、「落ちこぼれの底辺を上げることにばかり注いできた労力を、できる者を限りなく伸ばすことに振り向ける」、「限りなくできない非才、無才には、せめて実直な精神だけを養っておいでもらえばいい」——これは先ほど言いました三浦朱門ですね。審議会の会長ですが——などという発言にはっきりとあらわれています。教育基本法改定は、「海外で戦争する国」「弱肉強食の経済社会」づくりという二つの国策に従う人間をつくることを、狙いとしています。」というようなことで、ほかにもありますが、共産党が今回発表しましたアピールの中から引用をいたしました。こういう状況の中で、本当に60年間教育基本法は守られてきたんですが、この教育基本法で今お聞きになっている皆さんも教育をされ、今の地位にもつかれていると思います。その教育基本法が悪かったら、皆さん方もできていなかったんじゃないかと思いますが、もちろん私もその教育基本法のもとでやってきましたし、これを変えようという国会議員の先生方だって、この教育基本法に基づいて育てられてこられたと思いますが、こういう中で、本当に大事な問題が駆け込みでやられようとしている今日、本当にみんなで考えていかなくてはいけないと思いますし、私は最後をお願いをしておきたいと思いますが、教育委員会としては、学校の先生方、すべての先生にやっぱり教育基本法のよしあしは抜きとして、十分知っていただくという対応をしていただきたいということをお願いしたいと思いますと同時に、藤家教育委員長には、教育委員会の中でぜひこの問題については、それこそ、どういうものなのか、もちろん常にそういうのを基本にしながら教育委員会もなされていると思いますが、私は取り組みをさらに強めていただいて、この問題に対応をしていただくことをお願いして、時間になりましたので、終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

以上で20番議員の質問を終わります。

次に、3番議員の福井正君。

○3番（福井 正君）

3番議員福井でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。

今回は、大きく分けまして、長崎新幹線問題について、まちづくり3法改正に伴うまちづくりの方向性について、放課後学童保育への取り組みについて、大きく3点でございます。

それでは、長崎新幹線問題について質問をいたします。

ことし5月10日から12日にかけて、交通体系等特別委員会では、阿久根市、薩摩川内市、朝倉市の甘木鉄道、この視察をしてまいりました。先ほど市長も答弁の中で答えられてはおりましたけれども、この現状を少し述べさせていただきますと、まず、並行在来線となりまして最も影響を受けております阿久根市の状況、肥薩おれんじ鉄道の経営状況、薩摩川内市の鹿児島新幹線停車駅となった後の乗降客の推移、それから経済に与えた影響、JR九州経営の旧鹿児島本線の状況、また、甘木鉄道の経営状況について研修をしてまいりましたんですけれども、その中でも、まず阿久根市で、これは先ほど松尾議員もおっしゃいましたが、ここは3回目の訪問でございます、そのときも市議会の議長さんがおっしゃるのは、本当に絶対に同意をしたらいけないということは本当に強くおっしゃいました。それから、ほかの議員の方、産業建設委員会の方たち、それから阿久根市の商工会議所の会長さん初め会議所の方たちもお見えになっていましたけれども、この方たちもやはり、今の阿久根の現状を見たら、鹿児島はやはり絶対同意をしたらいけないということを強くおっしゃっていたということでございます。

まず、阿久根市の状況といいますのが、5月28日放送をされましたテレビ朝日系列の「サンデープロジェクト」の中で、阿久根市の商店街の様子が流れておりましたけれども、まさにあの状況です。シャッターがおりた店がほとんどというか、25%程度あるというふうな状況でございます。まず、このおれんじ鉄道が開業して後に6店舗が既に閉店をされたという状況でございます。観光客数も、17年度には8,413名減少。総計で1万2,016名の減少という、だから、その鉄道の特急がとまらなくなった結果、それだけ観光客が減ってしまったと。また、タクシーの利用者の方も、30%落ち込んでいるというふうな状況になったということでもございました。

それから、もう一つ、薩摩川内市、ここは新幹線が停車するところでございますけれども、ここは新幹線を利用促進するというために、いわゆる定期客の方に補助をなさっています。1人当たり5千円という補助をなさってまして、もう一つが、薩摩川内市の定住促進策として、市外から転入される方には最高1,000千円の補助金をされるという状況になっております。けれども、薩摩川内市の人口というのは、実は1年間に2,000人減少したということをお聞きいたしました。

また、観光客につきましても、これは、あそこ合併した市でございますから一概に言えない部分でございますけれども、少なくとも旧川内市は、7万5,467名の減少をしたということです。新幹線が開業したときには、いわゆる入り込み客数は増加しましたがけれども、その後は横ばいか、減少をするという傾向にあるということですね。

それから、JR線の川内―鹿児島中央間、これはJR九州の経営ですけれども、ここは薩摩川内駅発の列車が実は2便減らされたということです。これなぜ減らされたかということ

は、いわゆる新幹線の利用が減るから、その分減らすと。だから、ＪＲのいわゆる都合によって、今、県の提案では、鹿島－肥前山口間をＪＲが運行するとなっていますけれども、これは簡単に切り捨てられるということではないかなということです。

それから、おれんじ鉄道につきましても、薩摩川内市の議長さんたちにお聞きいたしました。今の赤字の状態が続いたら、どうなるんですかと。薩摩川内市の議会の中には、例えばＪＲ貨物が撤退をすると約210,000千円収入が減ります。それから、ＪＲ出向社員の給料もＪＲが出しています。こういうものもすべてなくなったとなれば、いずれ廃線とせざるを得ないということが、その視察の中でおっしゃっていたということです。

それから、もう一つ、甘木鉄道に参りました。そのとき、総務部長さん、この方は福岡県からの出向の方でございますけれども、この方にお聞きいたしました。やはり三セクは厳しかですよという言葉です。

甘木鉄道自体は、大体距離が15キロぐらいですね。駅間の距離が約1.3キロで、沿線の人口が約15万人いらっしゃいます。そして、ここで、職員さんが28名だったですかね、で運行をされているという状況ですね。だから、非常に状況がいいというふうに思えるような甘木鉄道でさえも、非常に悪いと、経営としては厳しいと。特に、今、燃料費が高騰しております、約1.5倍ぐらいになっていますけれども、この状況でこちら、いわゆる三セク案では、ディーゼルで運行されるようになっていきますよというふうに言いましたら、絶対ディーゼルだけはすっぴいかんですよと。燃料費で赤字になつてですよということをおっしゃったということです。あと、事故等があったら、甘木鉄道はもうなくなってしまうということもおっしゃられたと。

それから、一番大きな問題は、社員の問題ですね。今はＪＲからの出向の社員の方とＪＲを退職された方たちが大体主力になって運行されていますけれども、ＪＲもリストラが進んでいますので、このままいきますと、ＪＲから出向する方がいなくなると。だから、社員がいなくなって経営ができなくなるという状況だということをお聞きいたしました。

こういう状況の中、これは十分市長もおわかりだと思いますけれども、こういう状況の中で、まず一つ、1回目の質問ですけれども、6月1日付の市報と、それから6月9日演告がありましたけれども、今後も経営分離に反対をしていくと。

たまたま5月13日に私たちは薩摩川内市に視察に行ってホテルにありましたけれども、そのときの西日本新聞の記事見てびっくりいたしましたけれども、長崎新幹線建設に反対をしていくというふうな記事がありまして、これはかなり踏み込んだ発言が記事に載っているなということで、その後、演告を読まさせていただきますと、そこまで強い表現ではなかったと。やはり依然として並行在来線としては認めないと。ただ、新幹線長崎ルートを、いわゆる建設に対して、要するに言及する権利があるというふうな表現に変わっておりました。この表現自体も以前からの表現としますと、かなり踏み込んだ発言ではないかなと思います。先ほ

ど松尾議員にも答弁されましたけれども、このことについて、どういうことなのか、まず、お答えいただきたいと思います。

それから、その2点目ですが、今後、国に対して直接伝えていくと。これも先ほど答弁なさいましたけれども、今後、じゃ、具体的にどのような行動をされるのかなと。マスコミさんをうちがいろんな取材を受けるとかなんとか、そういうやり方もあって、国民の方にそういうことを通じ、直接訴えていくということもあるんでしょうけれども、例えば8月には、国の概算要求の時期が来ます。この時期に向けて、今から余り時間はありませんけれども、何らかの行動をされることがあるのか。また、12月の予算編成の時期もございますけれども、そういう時期に向けて、具体的な行動をされるお考えはあるのかということをお聞きしたいと思います。

これは4月28日付の長崎新聞だったと思いますけれども、実は長崎県の知事さんと佐賀県の古川知事さんたちが国土交通省に実は説明に行かれたという記事がありました。長崎県を含めて佐賀県も、国に対してそういう働きをなさっています。ですから、我々鹿島市としても、私たちの考え方を伝えていくのは当然じゃないかなと思いますので、具体的にどういふふうになさるのか、お尋ねいたしたいと思います。

大きい2点目です。まちづくり3法改正に伴う、まちづくりの方向性ということで質問をいたします。これは3月議会でも質問いたしました。

5月24日に、国会でまちづくり3法の一つ、都市計画法が改正をされました。その趣旨として、郊外に立地をしている大型商業施設や公共施設を中心部に呼び戻すという趣旨の改正でございます。新都市計画法では、1万平米以上の施設は中心部にのみ認め、郊外への出店は原則禁止ということになっております。

鹿島では、現実に土地があるかといいますと、農地以外には土地はほとんどないと。農振除外になったとしても、以前の答弁によりますと、規制がかかりますから、これは出店は不可能ということだと思います。鹿島市は演告の中で、定住促進で足腰の強い農業をつくると。若者たちが定住してくるような社会の実現を図るということになっています。商工業の中、特に商業は、やはり鹿島も例に漏れず落ち込んでいるという状況でございます。

この中心商店街の振興をどのようにしていけるのかなということで質問いたしますけれども、まず一つ目が、まちづくり3法の中心市街地活性化法は、現在審議中です。3月にも質問いたしましたとおり、まず、やる気があると。他市町村と比較して、実現性とユニークさがある中心商店街活性化基本計画がある市町村にだけ支援を行うということになっています。今まで全国で約680ぐらいの市町村がそういう指定を受けておりまして、今現在も続いていますけれども、これが新しい法律の中では、少なく見積もっても、約70から多くて150ぐらい程度までで打ち切りだという状況になるようでございます。この状況の中で、この基本計画というのは、市町村が商業者とか、あと住民の方たちと一緒にやってつくっていくと

いうことになります。

市長の提案理由説明要旨の中に、新たな中心市街地活性化計画の策定ということもありましたし、コミュニティービジネスの育成事業を推進するというふうになってはいますが、現在、今どのようにそれが進捗しているのか。また、どのような方向性を考えておられるのかということについて、ひとつお尋ねいたします。

それから、それに付随いたしまして、いわゆる活性化協議会というものをつくらんとはいけませんけれども、これの組織化をどのような形のことを考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

次に、2点目ですけれども、TMOの中では、中心市街地の範囲というものが定めてありまして、これは部落名で言いますと、新町、中牟田、西牟田の一部、大手、東町となっています。現在、西牟田の御神松タウンと言われているところに、今ニュータウンのところですが、ここはいわゆる範囲外となっています。これは、おとし、このことについても私は1回質問いたしましたけれども、現在の商業の状況を考えますと、現在の中心市街地と結んだ活性化策ということを考えていかなければいけない時期なんじゃないかなというふうに思いますけれども、これについてどんなお考えになるのかということ、まずお聞きいたします。

また、その大字高津原区の中でも、横田地区は、ここは住居地区ということになっていますね。それで、ここには、これは個人のものでありますから、余り言及せん方がいいかも知れませんが、東亜工機の跡地というものがございます。かなり広い面積がございますけれども、このいわゆる中心部に近くて、市役所にも近い土地というものがそこにあります。ところが、ここは住居地区ということでかなり規制があります。厳しい規制がありまして、たしか3,000平米以上のものはできないということだったと思いますけれども、ここを何とか活用できないかなと。これは個人のを行政がいろいろ言うことはできないかも知れませんが、例えばここに、住宅地にしていくのか、それとも新たな公共施設をつくっていくのかということを含めて、まちづくり全体の中の一つとして、やはり考え方があった方がいいんじゃないかと思いますので、このことについてお尋ねいたします。

それから、3番目ですけれども、改正後のまちづくり3法では、中心部へ大型商業施設、公共施設、医療機関の誘致を促進するということになっていますが、このことについて取り組まれるお考えがあるのかということをお尋ねいたします。

それから、大きい3点目でございますけれども、放課後学童保育への取り組みについてということでございます。

文教厚生委員会で、岐阜県の草津市で、学童保育についての視察研修をしてまいりました。草津市では、市立小学校13校で、全部で取り組んでおられると。今年度18年度からは、実は指定管理者制度を取り入れられておりまして、その内容は、公設で民営が10カ所、保護者会

というものがあまして、保護者会が三つ運営をされていると。ただ、学校によりましては、空き教室が足りなくて、プレハブの教室をつくって対応をしているということでお答えがありましたけれども、鹿島市は、今後、少子化対策、子育て支援の施策として、医療費の軽減、無料化、学童保育の充実をやられるということでございます。今回も議案として提案されております。今後、市内全小学校で取り組まれるということでございますけれども、まず開始時期、いつから開始されるのかということと、これにもやはり国の補助もあると思いますけれども、予算も伴いますけれども、その予算についてどのように確保されるのかといいますか、予算をどのようにされるのかということについて、まず、お聞きします。

それから、2番目ですけれども、以前、文教厚生委員会の中で、例えば明倫小学校の例をとりますと、空き教室が足りなくて増設ができないということでしたですね。近所の民家とかなんとか——草津市では民家を使った取り組みをされておられました。これは保護者会のことですけれども。そういうことで、この教室の問題どのような解決されるのかなということをお聞きいたします。

それから、もう一つ、安全ということで、ちょうど5年前になりますか、大阪の池田小学校に暴漢が入り込んだという事件がございます。こういうことについて、学校の現場では多分対策とられていると思いますけれども、いわゆる学童保育の現場というのは、学校ではなくて、福祉事務所が担当になっておりますけれども、この安全対策について、どのように取り組んでおられるのかということをお尋ねいたします。

これに関連してですが、今、例えば鹿島小学校、明倫小学校、浜小学校は、小学校の敷地の中で行われています。今後は全小学校が学童保育をされるということになりますけれども、そのとき、例えば、学校教育とは別のことになりますよね、学童保育というのは。そのときに、例えば学校の中でやっているのに、要するに学校の施策ではないということになってくるわけですけれども、その安全面とか運営面も含めまして、その関係がどのようになっていくのか。責任の所在というのは、多分福祉事務所になってくるんだと思いますけれども、現実には、その学校の中には教職員の方もいらっしゃいますし、その方たちがいろんな対応をされるんじゃないかなと思いますけれども、この関係がどういう関係になっているのかなということについて質問いたしまして、総括の質問を終わらせていただきます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

新幹線建設そのものに反対発言をされたが、その真意はということではありますが、まず、基本的な考えとして、佐賀県の一つの自治体であり、経営分離をされれば、地域の浮沈にかかわるような大きな影響を受ける鹿島市が、新幹線そのものに言及するのは当然であるというふうに思っております。

したがって、今までも、例えば県との協議を9回いたしました、その中でも、本音は反対ですよと。あるいは、その協議が終わった後の記者会見の場でも、何回も私は新幹線そのものに本当は反対なんですと。ところが、ダイレクトに新幹線反対という刺激的な言葉は余り使わないでいるんですよと、いろんな配慮の上でということをして今まで言ってきたと。また、期成会の中では、いろいろな各市町によってとらえ方があるので、直接新幹線反対とは言えないと。経営分離反対ということにとどめておこうということをして話し合ってきました。というこれまでのことを、そのときの記者会見で申し上げたということです。だから、したがって、初めてそのときに新幹線長崎ルート反対ということをしたわけではありません。恐らく私が推量をするのに、ことしになって、この担当につかれた記者さんたちは、ことしになってから恐らく反対という、記者会見では初めて言っておりますので、そのあたりのことをとらえられたのかなという気がいたします。

それから、先ほど鹿島市議会の方から阿久根市、あるいは甘木鉄道に視察に行かれたということでありましたが、私自身も何回も阿久根市の市長さんとはお会いをして、そして、いろいろ意見交換もしておるわけでありますが、やはり絶対同意をしたら、あと何もしてくれんぞというようなことを言われますね。

それから、もう一つ興味深く聞きましたのは、甘木鉄道、ここは、そこの社長が県からの出向（「総務部長」と呼ぶ者あり）県の総務部長が社長ですか。（「いやいや、総務部長」と呼ぶ者あり）甘木鉄道の総務部長が県からの出向ということで、この方がやっぱり三セクは厳しかですというふうなことを言われたということで、もう一つ私が着目したのは、社員数が22名とおっしゃったですかね、28名ですか、15キロとおっしゃったですね。15キロの距離の第三セクター会社を経営するのに、28名の社員でかかっておられると。ところが、県がここの第三セクター、鹿島から諫早までの第三セクターの経営、これは19名で経営するという試算を出しております。ここは48.5キロメートルあります。私は、そのことをすぐ指摘いたしておりますが、やりようによってはとかなですね、そんなことを言われますが、現実に松浦鉄道でも、ほかの第三セクターでも、この甘木鉄道でもそうありますが、とてもそれくらい的人数で経営できるはずがない。つまり採算ラインに合わせるために、逆算して社員数を算出したにすぎないというふうに私は思っておりますし、そういうふうに県に指摘しております。そして、それに対する納得のいく答えはありません。

随所に第三セクターやりようによってと、ちゃんと成り立つようにしますからということと言われますが、この県が言われるように、第三セクターの経営がやりようによってはうまく行って、そして、利用者にとっても今より便利になると言われるんですね。そうであるならば、全国どこの在来線も、JRによる経営をやめて第三セクターに移行すればよいのではないかと、私はそういうふうに思います。

それから、この8月の概算要求までに何か行動をするのではと、いろいろ、これは全国的

に、県内的にも今いろんな仕掛けをしております。これは作戦の運営も抵触しますので、具体的には申しませんが、そういうふうにならいろんな可能性を模索しながら、どこにどう切り口を入れて、そして切り込んでいったらいいかということも、いろんな方にも相談しながら今やっておるところであります。

また、目の前では、県との公開討論会を知事さんの方が鹿島市から、佐賀市で最初にやっていいという旨の発言をされたということが新聞記事にありましたので、そのことを本当にそうなのかを確認をしているところでもあります。鹿島市の場合は、鹿島市ではやらないとは一回も——文書で何回も往復をやっているんです。鹿島市ではやらないということは一回もその文書の中では返事しておりません。

私たち鹿島市の提言がことし2月でしたか、公開討論会をしましょうと。その真意は、結局鹿島市では、あるいは沿線の自治体では、この問題については、いろんな協議も公開でやっています、9回ですね。そしてまた、先ほど言いましたように、鹿島市の場合、住民説明会も6回と2回、都合8回。これは県も鹿島市も両方入って、両方の意見を機会均等的に言っております。それから、私たちも市報で伝えておりますし、県の方も各戸にダイレクトメールを配って、県の考え方を言っておられるでしょう。しかも今回の選挙戦で、この問題いろんな角度から論陣をお互いに張りながら議論をしました。したがって、県内のどの地よりも、これは当然のことですが、ここは周知徹底しているんですね、このことに対する。

我々としては、これはもうこの地域はこれでいいから、これ以外の県内の地域にもっと新幹線長崎ルートの実態、並行在来線問題を抱えている我々の苦衷、こういうものを訴えていくべきだということで、まず県内各地の中で、まず県都佐賀市でお願いしますという提案をしたんです。ところが、県はこれに対する直接な回答をしないで、こういう回答なんです。最初は鹿島市でと。次に、嬉野市、武雄市でやって、その次に佐賀市でしますと。こういう逆提案なんですよ。一貫してそれなんです。そのやりとりを何回も何回もやっているんです。その中で、突然——私たちは突然と思います。一変して、この佐賀市で最初やってよいという旨の発言を知事がされたということで、いかにも唐突の感がありますので、その真意を今確認しておるところであります。

しかし、いずれにしても、私が望んでいたこの沿線以外の県内各地の人に公開で我々の意見を述べる機会を得つつあるということは非常に喜ばしいことでありますし、大きなチャンスとしてとらえておるわけであります。

そういうことです。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

福井議員の２点目でございます。まちづくり３法改正に伴う、まちづくりの方向性というふうな御質問でございます。

まちづくり３法の見直しにつきましては、都市計画法に続いて、中心市街地活性化法が成立したということで、８月末までには施行されるというような見通しになっているようにございます。同時に基本指針も示されるものというふうに我々は認識をいたしております。そこで、こういった動きに対応して、当市の中心商店街を今後どう考えていくのかというふうなことでございます。

まだ基本計画の策定方法とか、申請の方法の詳細については、まだ明確にはなっておりませんけれども、今、商工会議所さんと一緒になりまして、いろんな情報を収集している段階でございます。かなり基本部分はわかってきましたので、基本的には新しい制度には手を挙げてみたいというふうに考えております。採択されるかどうかは、別問題でございます。そういうふうな方針ですから、基本指針が示されたらすぐに対応できるように、今準備を進めているというふうな段階でございます。

したがって、質問の１点目の活性化協議会の組織化のことでございますけれども、このことは、今申し上げましたように、そういった方針でございますから、できるだけ早期に立ち上げられるように、構成メンバーのことも含めて、今、会議所さんと調整をしているという状況でございます。

それから、２点目の基本計画の方針というふうなことだったと思います。

質問にもございましたけれども、いわゆるやる気のある、しかも、実現性がある、ユニーク性があると、そういうのが選定のポイントだということです。やるからにはソフト、ハード両面に、このことを表現していかなければいけないのかなという認識をいたしております。今から協議会を立ち上げていきますので、商店街の皆さんとか、関係する団体の皆さんの意向を踏まえて、この基本計画をつくり上げていくというふうなことです。現段階で、まだ方針がどうのというところまでには至っていないというふうなことでございます。

ハード整備が当然これ絡んでくると思いますけれども、今の市の財政状況、いわゆる財政負担のことを考えていきますと、いろんな補助メニューがあるといっても、やはりかなり厳しい選択をせざるを得ないのかなというふうな気がいたしております。

それから、中心市街地の範囲のことを、次は御質問でございます。御神松ニュータウンのこと、それから東亜工機さんの跡地のことまで含めてどうかと。

実は平成５年には商業ビジョン、平成１１年には中心市街地活性化基本計画というのを策定いたしております。いずれも、この範囲は、駅周辺部に集約した約４７ヘクタールと、これを一つの範囲と定義づけをいたしております。

それと、今回の３法見直しの趣旨というのが、郊外の開発を抑えて中心部に機能を集約すると。いわゆるコンパクトシティというふうなことでございますので、これを拡大すると

ということになりますと、今から策定します基本計画の中で、その理由づけをやはり明確にしていく必要があるだろうと、そういう作業が生じてくるだろうというふうに思っております。

結論から申し上げますと、市としては、現段階では範囲を広げる考えは持っていないというふうなことでございます。ただ、こういった御意見といたしますか、範囲の問題は、近く設置する予定の活性化協議会の中でも、意見なり考え方なりをお聞きはしてみたいというふうに思っております。

それから、最後の中心部への大型商業施設等の誘致についての考え方を聞かれておりますけれども、今まで申し上げてきましたように、これから基本計画を策定していきますので、委員さん方のそれぞれの御意見がここに出てくると思います。そういった意見をお聞きしながら成案としてまとめていくというふうな流れになりますので、その委員会の中でいろんな意見も出されると思います。

例えば中心市街地に不足している施設がどうかとか、それから、公共施設の中でこういう機能を備えたものがあつたらいいなとか、そういったものが出てくると思いますけれども、いずれにしても、まずは意見をお聞きしてからということになろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

私の方からは、福井議員の御質問の3点目の放課後学童保育の取り組みについてお答えをいたします。先ほど松尾議員への答弁と若干重複する部分もあるかもしれませんが、御了承をいただきたいと思います。

まず、学童保育の実施時期ということでございますが、来年4月からということで予定しております。これは来年4月から、全小学校区で学童保育の放課後児童クラブを設置できるように準備をしております。

それから、予算についてでございますが、現在、市内の7小学校区のすべてに設置をすることと同時に、現在、施設が不足しております明倫校区につきましても、充実を拡大していきたいということで考えておりますが、全体的に約19,000千円程度の経費が必要だと試算をしております。当然うちも財政状況は厳しい状況でございますので、国県の補助事業を有効に利用していきたいと考えております。

それから、設置場所の件についてでございますが、この設置場所については、まだ具体的には詰めておりません。これは学校の敷地内に限らず、安全性とか、経費の面とか、いろいろな問題を総合的に検討していきたいということで考えております。当然そういうことでご

ざいますので、学校の余裕教室を利用するかどうかということについては、まだ決めておりませんし、この辺については総合的に検討をさせていただきたいということで思っておるところでございます。

それから、放課後児童クラブの安全対策につきましてでございますが、これは非常に重大な事項だと、私たちも考えております。その対策といたしまして、現在、事前にですが、保護者に対しての運営の説明会を行います。その中で、双方で次のことを確認しております。まず、欠席時の連絡の徹底、これは子供たちが低学年ということもございますので、子供たちの都合で行かなかったのか、やらなかったのか、この辺の確認をとるという意味で、欠席時の連絡の徹底をしていくということでございます。

それから、平日のお迎え、これは学校帰りは学校から真っすぐ行きますが、お迎えの時間というのは、特に冬場は6時ですから暗くなります。ですから、平日のお迎えと長期休暇中の送迎——送り迎えですね、これを義務化しております。保護者が送迎をしていただくということにしております。

それから、クラブの出入り口での児童の受け渡し、直接保護者の方からお預かりをして、直接保護者にお渡しをするということで、当然、顔を見ながらお渡しをするということをやっております。

そして、緊急連絡先を相互で——これは実施をする指導員の先生の方、こちらの連絡先、それから相手の保護者の緊急連絡先、相互で確認をしております。

それから、不審者情報等、これはよく参りますが、この緊急連絡ということで、今までは電話で連絡をしておりました。ただ、やっぱり電話ですと、どうしても残りませんので、今年度新たに緊急連絡用のファクスを設置いたしました。これでより確実にこういう情報をつなげていきたいという配慮をしておるところでございます。

それから、今度は事故の対策でございますが、事故の対策といたしましては、スポーツ安全保険の加入を義務づけております。

それから、けが、これは大きなけがというのはあっておりませんが、ちょっとしたけがというのがございますので、けがとか病気の対応ということで、応急処置用の医薬品を常備しております。

それから、施設が学校の敷地内で今実施をしておりますので、学校との情報交換、特に学校、通常の場合はよろしいんですが、時間割りの変更とか、あるいは行事等の連絡、これらの連絡ということを意味合いがございまして、情報交換を密に連携してやっていこうということで実施をしておるところでございます。

それから、最後の御質問ですが、運営の責任はどこにあるのかということでございますが、放課後児童クラブに関しては、発生した事故等の責任は福祉事務所の所管ということになります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小池幸照君）

午前中は、これにて休憩します。

午前11時59分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（小池幸照君）

午前中に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

3 番福井正君。

○3 番（福井 正君）

それでは、一般質問を続けます。

先ほど、甘木鉄道の数字、私がちょっと見間違っていましたので、正確に言います。

距離が13.7です。職員数が32名ということで、さっきの数字よりもちょっと数字が悪くなっているということですね。いずれにしても、三セクの鉄道というのは非常に厳しいと。甘木のように沿線で約15万人の人口がおられまして、高校が多分五つぐらいあったと思います。しかも、西鉄大牟田線と、基山ではＪＲ線につながっているという、そういう好条件のもとでも経営が厳しいということですから、こちらの長崎本線が三セクになったとしたらとても経営が成り立つ状況ではないということもはっきりしていますので、このこと断固拒否をしていくべきだと私は思っております

新幹線問題に続きまして、まちづくりについて重点的にお聞きいたしますけれども、今の商店街のどういう動きしているかということから御披露いたしますと、毎月 1 日を発酵の日というふうにしています。

発酵というのは、いわゆる酒とか、しょうゆとかみそとかいう意味の発酵でございますけれども、この発酵の日に、いわゆる発酵の新製品を実は今ちょっと開発しておりまして、これは中心商店街の各商店、参加者が今約30店ばかりですけれども、そこでですね、おいでいただきましたお客さんにその発酵食品を提供すると、食べていただくという試みを今ずうっとやっています。

中心商店街を中心にして発酵研究会というのがございますけれども、この発酵研究会が今からもう 6 年前から実は活動しておりまして、さまざまな発酵の製品をつくったり、ある意味で言ったら、会社をつくったりとかという動きを今までしてまいりました。今後もこの取り組みをしていこうというふうに思っていますし、今、発酵というものがかなり全国的に注目をされておまして、いわゆる健康ということに関して、この発酵の食品を使ったものは大変いいということも言われていますし、それと発酵の技術を使った薬品の開発というのも実はもう行われようとしているという状況でございます。

今からまちづくりということを考えていきますときに、いわゆるまちづくり 3 法に伴うま

ちの活性化策ということをつくっていかんといけんわけですけれども、そのときですね、一つのテーマになるのが発酵ではないかなという気がしています。発酵というのは商店街だけの問題ではございません。商店街はもう販売するだけですから、例えば、1次産業、農産物、水産物、これを発酵技術使って加工すると。加工をするのは、いわゆる2次産業です。3次産業でこれを販売していくという、いわゆるまち全体、鹿島市全体に波及するのが発酵ではないかなというふうに思っています。

ですから、今後、私の個人的な希望といたしましては、まちづくりの基本計画をつくられるときに、いわゆる私は発酵ということを行っていますけれども、こういう何らかの鹿島独自のテーマというのを定めて、そのテーマのもとにいわゆる計画をつくり、それを実行していくということがいいのではないかなというふうに思っていますけれども、これについてお考えがございましたら御答弁をいただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

お答えをいたします。

発酵を一つの切り口にできないかというふうなことだと思います。

今、いろんな全国的に見てみますと、活性化のテーマのためにですね、言うなら基本コンセプトを、いわゆる土地柄を生かした基本テーマを掲げられて取り組んでおられるという事例が非常に多く見られております。やはり、どこもこういう厳しい状況の中ですから、何とかして生き残るためにどこも必死だというふうな気がいたしております。鹿島の中心市街地に発酵を切り口にしてという御提案でございますけれども、このことでは以前ですね、平成15年に1回この発酵食品の特性を生かして、いわゆるテーマに健康で長生きできるまちと、そういうふうなことを基本テーマにして鹿島市の発展に展開していったらどうかという提言もいただいております。基本計画のソフト部分には何がしかの一つの柱だったり必要になってくると思います。貴重な提案と受けとめまして、設置予定の活性化協議会にも伝えていきたいというふうに考えております。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

はい、ありがとうございました。

今、国が考えている支援策というのはですね、経済産業省で今年度の予算が7,060,000千円、国土交通省で2,800億円という予算が今審議されておりますけれども、ほかにも支援補助金として285億円あります。ただ、これは先ほど申しましたように、全国で70カ所か150カ所ぐらいの指定しかもうされないと。特色がある計画、地域にしか支援をされないというこ

とでございます。ですから、やはり鹿島独自のものをぜひ打ち出さなければいけない。ただ、これは行政だけでできることではないと思います。私も中心商店街にいますけれども、ですから、大事なのは中心商店街の人たちですとか、1次産業の方たち、それから2次産業の方たち、それから一般の住民の方たち、この方たちと一緒にまちづくりを語っていかなければいけないというふうに思っています。

もう一つ大事なことが、国の予算は当然これだけあるわけですがけれども、市としては、今財政は非常に厳しい状況ですよね。だから、これをどう捻出していくかという問題がありますけれども、もう一つ大事なことは、やはり私たち自身がお金を出していくと、汗をかいていくということも当然必要だと思います。ですから、その形がどういう形になるのか、株式会社になるのか、まちづくり会社という形になるのかようわかりませんが、そういう形をつくっていったときに初めてまちづくりが成功していくんじゃないかなと。

従来、中心商店街が廃れていったのはどこに理由があるかというのと、郊外に大型店が出店したということもありますし、モータリゼーションがこれだけ発達したということがありますけれども、やはり中心商店街がどうしてもそれ以上発展の余地がなかったということだと思うんですね。

ですから、その一つは今回のある意味で言うと規制がかかって中心部にいわゆるいろんな施設を集めるという考え方、もう一つがやはり自分たち自身でまちをつくっていくという、この考え方だろうと思います。こういうときにですね、市の方針という、市としての基本計画をつくるということは、一応予算にも上がっておりますからつくられるんだと思いますがけれども、そこら辺で、いわゆる中心商店街だけじゃなくてほかの団体ですとか、市民の方にどういうふうな形で問いかけをしていかれるのかなということを質問いたします。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

お答えをいたします。

まちづくりを進めていく過程では事行政だけに何かお願いをするという形じゃなくて、自分たちから自分のまちをどうつくっていくかということがないと、やはり進歩がないというふうな趣旨だったと思います。おっしゃったのは、今から協議会を立ち上げていきますので、じゃあ、その協議会の中のメンバーはどのような形でなるのかと、御質問だったと思います。それででございますでしょうか。

今のところ我々が入手している団体ではですね、我々行政、それから商業者はもちろんですけれども、住民の方、これは地権者、いわゆる中心市街地一帯の地権者の方を意味するものだと思います。それから警察とか交通事業者と、こう書いてありますけれども、そういうふうな方たちに集まっていただいて、いろんな意見を聞くと。ちょっと今ざっと申し上げまし

たけれども、もっと基本計画が明らかになりますと、こういった指示が来るのかなという気がいたしておりますけれども、そういう形で活性化協議会で話を進めていくという形になるうかと思います。

○議長（小池幸照君）

3 番福井正君。

○3 番（福井 正君）

活性化協議会の中で、国にこの事業が採択されるようなユニークなものをぜひつくっていただきたいということを要望しておきます。

それから、今度具体的なことを質問いたしますけれども、鹿島のちょうど駅前にすぎやさんの跡地がございます。シティホテルさんの方はもう既にコンビニか何かになるという話がありますけれども、そこも含めてですね、実は鹿島の中心部で余り空き地がないんですよね。先ほど1回目で質問しましたように、東亜工機さん、これは個人のものですからいろいろ言えないと思いますが、そこも含めてやはりまちづくりということを全体的に考えていかなければいけないと思うんですね。

だから、市長の演告の中でも、いわゆる定住促進を進めていくということがございました。その定住促進をじゃあ進めていくときに、もちろん鹿島に職場があるということが第一条件なんですけれども、もう一つが、いわゆる長崎本線を利用して福岡まで1時間以内で行けるという、これは時間的に行きますと十分通勤圏です。佐賀まではかもめですと20分ぐらいで行きますよね。長崎も1時間以内で行けるという、非常にいわゆる長崎本線が残っている限り、この通勤の条件というのは鹿島には十分あるんでございます。だったら鹿島に職場がない方でも、例えば、福岡でお勤めしている方でも鹿島で住んでみようかという施策もあっていいんじゃないかなという気がするんです。ですから、鹿島の一つの定住化を進めるという方針の中で、だったら、じゃあどこに住宅をつくるのかと。やはり駅の近くが一番いいんじゃないかなという気もするんですね。ですから、住宅政策としてそういうことが何か考えられんかなと。ただ用地が余りございませんので、非常に難しい点があると思いますけれども、これについていかがでしょう。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

次の切り口としては、定住促進を今提案なさっていると思います。これにひっつけた市街地の活性化だと思います。いわゆる定住促進の取り組みを中心市街地の住宅の整備という視点でとらえられないかということだと思いますけれども、今回の国の制度、補助制度の中にも、この住宅整備に関しては一つのメニューがあります。確かに、住宅建設という視点では定住促進の一環として今後考えていくべき政策の一つであるというふうには思っております。

あと空き地にいろんな空き地があるじゃないかと。そこにいろんな住宅を考えたらどうかということでございますけれども、活性化協議会の意見をまずお聞きをせんとですね、我々がこういうことをしますよとかという話になりませんし、また、あわせまして財政的な問題がございます。ありますので、基本的には我々が頭に置いているのは民間事業者の積極的な参入ということをやはり視野に入れて今考えておりますので、意見をお聞きして、そういういろんな案がないのか、デベロッパーさんがいらっしゃらないのかどうか、そこら辺まで含めて今後検討していきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

3 番福井正君。

○3 番（福井 正君）

そのことに関連しましてですね、実は三重県の桑名市、ここで図書館の運営について文教厚生委員会で視察に参りました。ここの図書館の運営がどういうふうにされているかといいますと、P F I 方式というやり方を取り入れていらっしゃいます。

P F I 方式といいますのは、いわゆる民間業者が公共事業をやるということなんです。ということは民間業者が自分で借金をしまして自分で設計をして建設をして、あとの運営まですると。桑名の図書館の場合は30年間の運営をするという契約になっています。それは実は競争入札になっていまして、桑名の場合は5社ぐらいが入札されまして、そのうち一番安いところがそれは落札されたと。これに一番安いのを、例えば、30年で割りまして、その分を市が支払っていくという、これはP F I 方式だったそうですけれども、こういうやり方、これが本当にいいのかどうかというのは、私もまだじっくり検証していませんからわかりませんが、やり方としてはこういうやり方もあるんじゃないかなという気がしています。

今、市はもう財政的に非常に厳しいからできない、非常に難しいということもよくわかります。これは民間業者がここに来てくれて、自分で自主的に開発してくれるというのが一番いいんでしょうけれども、それがどの程度までできるのかなという気もしています。ですから、鹿島の中に、例えば、下の1階部分を公共施設にして上をげた履きでマンションにするとかというやり方もいろいろあると思うんですね。それを例えば、P F I 方式を取り入れてやるというやり方もあるんじゃないかなという気が、実は桑名に行っていたしました。まあ、こういう考え方がどうなのかなと。これはあくまでも私の提案でございますので、答弁がなければそれで結構でございます。お考えがありましたらお聞かせください。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

具体的には今の段階ではありません。ですから、いろんな意見が出てくる中で、今、公共

施設とマンションを組み合わせたような複合施設的なことをおっしゃいましたけれども、そういったことがもし話が出てきて、じゃあ、どうやっていこうかという話が出てきたときには、そのPFIの方式の手法を使うという場合もありましょうし、いずれにしても、いろんな御意見を幅広くちょっと吸い上げてみたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

それでは、放課後学童保育に進みます。

先ほど答弁で、19,000千円という数字をおっしゃいましたですね。これはすべての経費という意味でしょうか。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

19,000千円程度と申し上げましたのは、現在行っている3校を含めまして、全体的な人件費であるとか、初期投資の部分、それからほか消耗品、備品、必要なものをすべて含めてということでございます。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

そしたら、いずれにしろ来年の4月1日からですから、そのときからまたこの数字が大きく変わってくるということですよ。当然予算はまだ全然組んでいないから無理なんですよけれども、あと4校ふえるわけでしょう。（発言する者あり）はい。（「含めて」と呼ぶ者あり）含めてということですね。

そしたらもう一つ、教室の確保の問題ですね。現実には教室が足りないという状況があります。草津市では学校の中にプレハブ校舎を、もう校舎とは言えないですね。プレハブの施設をつくって、そこで学童保育をされているということと、それから一般の民家を借り入れをして、そこで、これは保護者会がされているんですけども、学童保育をされているということがあるんです。ですから、問題は教室が足りない状況の中で、じゃあ、現実問題としてどのようにしていくのかなと、されていかれるのかなということがあるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

一番理想的な形といいますのは、学校の敷地内に新たにそういうふうな専門の施設の建築をしてするのが一番いい形だろうと思います。ただ、新たにということになりますと、当然建築費、その他もろもろの経費がかかります。そういうことから勘案してですね、実は4月の下旬だったと思いますが、学校で実際ですね、余裕教室を使って利用をされている嬉野市と白石町の方に教育委員会ともども調査に行きました。その中で、いい方法、あるいは問題があるところも出てきております。一番問題で大きいところは、当然学校というのは教育施設でございますので、例えば、私は嬉野小学校に行ってみましたが、嬉野と轟小を見てまいりましたが、余裕教室でやっておりますが、仕切りがございません。そしたらどうしても通常の授業中、放課後児童クラブの子供たちが走り回るというふうなケースもあるようでございます。白石町の場合で申し上げますと、白石町の場合も余裕教室であります、そこに仕切りをして別につくってというふうな形、別に仕切れるような形でやっておられるというところもございます。ただ、先ほど申し上げますように、設備投資とか、施設にけるお金をなるべく少なくしてやれる方法ができないかということで検討をすべきだろうと思います。

当然、先ほど御答弁申し上げましたように、学校の施設内だけではなく、学校の近隣で安全がある程度確保できる場所ということ。まあ具体的に申し上げますと、まだこれは決まっておりますが、例えばということでお聞きいただきたいと思います、能古見小学校とのごみふれあい楽習館の関係ぐらい、そのくらいの近隣でお金をかけなくてもできるような施設が近くにあれば、そこも可能ではないかと、そういうことも含めて総合的に検討をしたいということでございます。

○議長（小池幸照君）

3 番福井正君。

○3 番（福井 正君）

はい、わかりました。草津市はプレハブの施設で、大体1棟20,000千円ぐらいでできているということです。まあ参考までに。

それからもう一つ、今、保育園でもいわゆる学童保育されていますよね。これはもう直接関係ないことということでとらえていいですか。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたしたいと思います。

保育所で同様の事業をやっているというふうな答弁を申し上げましたが、具体的には保育所でございますので、その事業とは別に低学年児の受け入れ事業という形で保育所の方でや

っていただいております。ただ、やっぱり保育所の方でやるとなればですね、保育園児と小学校の3年生ぐらいとなりますと、体格差というのがございまして、一緒にその施設内で遊ばせたり、いろいろな運営をやっていく場合の支障というのものもあるようでございます。今現在そういう形でお願いをしておりますが、新たにそれぞれの小学校区で開設をするということになれば、その部分については、今までお願いをしておりましたが、調整をさせていただいて、そちらの方は廃止ということで検討をしていきたいと考えております。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

はい、ありがとうございます。

もう一つは、参考までに草津市はどういうやり方でされているかといいますと、18年度、今年度から指定管理者制度にされていまして、保育園のともと預かっておんしゃったとですけど、保育園が指定管理者になりまして、その指定管理者が全部責任を持ってやると。実は保護者会が三つあると言いましたけど、三つの保護者会も指定管理者になっておられまして、それぞれが指定管理者のもとで実は運営をされていると。ちょっと鹿島の場合はすべて社会福祉の方でされるということでございますけど、そういうやり方をされているところもあると。これもひとつ検討されてもいいんじゃないかなと。ただ、予算が減るかと思ったら余り減らんやったということでございましたので、どうかなという面もございますけど、そういうやり方もあるんじゃないかなということですね。

それからもう一つ、最後になりますけれども、安全の面で、いわゆる小学校で行うんです。先ほどやはり学童保育と仕切りが必要だとかという話がありましたけれども、例えば、鹿島小学校の例をとりますと、今、学童保育は古い校舎の方、私が卒業したときは新校舎でしたけれども、そちらの方であっています。職員室は実は新しい校舎、離れたところにあるんですね。例えば、小学校に暴漢が入り込んだとしたら、じゃあ、あとの安全対策はどうするんやろうかと。あそこに女性の方が、多分4名ぐらい指導者の方いらっしゃいますけれども、その方たちだけで対応できるとやろかと。例えば、じゃあ、職員室まで連絡すればいいけど、職員室まで離れています。離れていて冬場だと窓を閉め切っていますから、助けを求めてきても呼べんじゃないかなという、そういう気がいたしました。そこで、学校側がどこまでそれを対応されているのか、福祉事務所がじゃあどこまで対応していらっしゃるのかということをお聞きいたします。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

今、鹿島小学校のわんぱくクラブの例を出して挙げられましたので、その分でお答えをしたいと思います。確かに今女性3名ぐらいで指導しております。極端な場合、そういうふうな不審者が入ってくることもあるんじゃないかということがあるかと思います。これはそれを100%防ぐ手だてをやっているかと言われれば、ちょっとそこまではできておりません。

ただ、先ほど申し上げますように、うちとの連絡体制、あるいは学校との連絡体制、それから緊急時は消防署とか警察に連絡をしないと。そして何かあった場合は近くにとということでのそういうふうな指導はしております。ですから、完全とは申し上げられませんが、なるべくそういう事態がないことを期待しておりますが、あった場合はそういうふうにやりなさいということではですね、指導員の研修会等もしておりますので、実際そこまで、不審者が入ってきたとか、そういうことは現時点ではあっておりませんが、その対策というのは今後検討をしていきたいと思っています。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

これは福祉事務所の方が担当でありますけれども、今おっしゃる学校内に設置されたような場合を当然想定していかなければならないわけでありますので、今検討をしている最中あります。福祉事務所の方から相談を受けてですね。私としては危機管理という面をやっぱり最優先して、受け入れ可能な限りは対応を考えたいというふうに思っております。

ただ、この不審者侵入云々につきましては、これはもうどんなに万全を期している場合でも防ぎようがないというような事態がもう御存じのとおり想定されるわけですね。学校の場合、例えばですよ、学童保育の児童というのは大体メンバーはわかりますから、それを一つの集団として、例えば、その場所まで確実に送り届けるとか、あるいはかねてから学校の方には備えておりますセキュリティーシステムというのがありますから、そういうのを活用する。こういったものを従来からあるもの、あるいは学校の指導として徹底を図ることはもちろんですけれども、そのほかに警察とか、あるいはボランティアによる見回り等、いろんな手だてとか協力体制を今やってもらっていますので、その辺の共通理解をしながら対処していく必要があらうかと思います。とにかく、学校内に入れないうちにといいいますか、いわば水際でどのようにするかということも、その抑止力としてはやはり万全を期す対応だというふうに思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

以上で3番議員の質問を終わります。

次に、6番議員山口瑞枝君。

○ 6 番（山口瑞枝君）

6 番山口瑞枝でございます。通告に基づきまして一般質問をいたします。

今回は 5 期目の桑原市政を問うということで、第 4 次総合計画に見る鹿島、人が輝くまち鹿島、大いなる田舎づくりということで、この点について 5 項目にわたっての質問をさせていただきます。

まず、1 点目の少子化による教育現場の変化と対策ということ。2 点目が農業振興、これは小規模農家、小さな農と言われる分の農家と地域の活性化についてでございます。3 点目が子供の生活習慣の確立ということで質問をいたします。4 番目にプロ市民が育つ参加と連携のまちづくりということ。5 番目が長崎本線存続のまちづくりということで、これは生活の足の確保と交通体系についての考え方ということで質問を随時いたします。

今回の選挙は、長崎本線存続の住民投票と位置づけられ、見事に当選され、5 期目の市政のかじ取りに気持ちを新たにされていると思います。

16 年前、市長は何の行政経験もない中古車販売会社の経営者がプロの行政マン、そして政治家の方と戦いをされました。そして 43 歳で当選をされました。当時、かつてない選挙手法で草の根運動と手弁当での先の見えない厳しい戦いの中、何を期待して桑原市長をみんなは、市民の皆さんは誕生させたのか。当時、市長は地域の活性化と村おこしについて新しい発想で熱心な活動をされ、多くの若者が共感をし、鹿島の未来に大きな夢と期待をしたからであったと思います。

そして、時代の流れとともに市政にも大変厳しいうねりが起こってまいりました。桑原市政誕生から人が輝くまち鹿島、大いなる田舎づくりを提唱され、市政運営をされてこられました。今回 5 期目のかじ取りに当たっては、多選批判も真摯に受けとめ、初心に返って頑張っていく決意を表明されております。今期桑原市政、私は最終章として受けとめております。人が輝くまち鹿島になれるのか、今後の取り組みについてのお尋ねをしていきたいと思っております。

1 点目、少子化による教育現場の変化と対策についてでございます。

今、我が国は、少子・高齢化が進み、人口減少社会の進行は待ったなしです。本市におきましても、この現象はこれからの鹿島に大きく影響していくものと思われます。人口減少による生産活動の縮小や生産性の停滞が懸念されています。国の三位一体改革は地方分権の理念に沿って歳入歳出の両面で地方の自由度を高めるもので、まさに住民に必要な行政サービスを地方みずからの責任で自主的、効率的に選択する幅を拡大することを目指し、地方が自由と責任を持って地域にふさわしい政策をやることに重要な意味があるとしています。教育行政についても、国から地方に権限移譲する方向で国庫補助も 2 分の 1 から 3 分の 1 に減らすとしています。自主財源に乏しい本市においては、地域にふさわしい政策の実現は市民にとって市長の手腕に期待するほど大だと思います。

今、我が国の出生率は先日の人口動態調査で2005年1.25人で、総人口に占める15歳以下の子供が13.7%になっています。そんな中、学校の統廃合により学校の数が1年に200から300校減少しているということです。現在、全国で公立の小学校2万3,000校、中学校1万1,000校があり、10年後には約2,000校が廃校になると見られています。本市におきましても、本年度の新1年生の数が非常に減少しているということで、七浦小学校の17名というのは本当に驚きました。これは地域差はあるものの、最低でも以前は各学年2クラスという時代があったと思いますけれども、これも遠い昔のような気がいたしております。そこで次の点について伺いをいたします。

1点目、児童数の減少により、本市において教育現場はどのような変化が起こっているのか。2点目、各学校で空き教室と言われるのがどれくらいあるのか、また、空き教室はどのように使われているのか。これは校区别で差があると思いますけれども、この空き教室について御答弁をいただきます。3点目ですが、まだ本市においてはそこまでといったことではないと思いますけれども、これは今、主要都市部でこういう現象が起こっております。近い将来、小・中学校の統廃合という事態が起こり得ると考えられますが、どのような認識を持っておられるのか。4点目、各学校全校での、先ほど来、何人かの議員も質問されておりますが、放課後児童、学童保育の受け入れについて、これが保護者の負担金の問題ですね、有料か無料かということ。それから、保育の年齢層は先ほど1年生から3年生までということが言われておりますので、これは結構かと思いますが、指導員の確保、どのような方を指導員としてお雇いになるのか、この点について、まず大きな1点目の質問といたします。

次に2点目ですけれども、見出しの方では2番と3番が入れかわりますので、3番の方から2番目に質問をさせていただきます。

生活習慣の確立ということで、「早寝、早起き、朝ごはん」運動の推進ということでお尋ねをいたします。

子育ては家庭での教育が極めて大きな比重を占めています。子育ての基本として子供の生活のリズムを向上させることが求められています。最近目立っているのが、学習意欲や体力のない子供がふえているということです。その原因を調べてみますと、朝御飯を食べるかどうかに深く関係しているということです。女子栄養大学の調査によりますと、朝食を食べる子、食べない子では食べる子の方の学力が高い。さらに食べない子を二つに分けて、一方は今までどおりに食べない、一方には食べてもらった。するとやはり食べた子の方の学力が上がる。その結果、食事や睡眠は脳の活性化にとって非常に重要な役目を、役割を果たしているらしいということですが、にもかかわらず、朝食を食べないことがある子供は小学校で15%、中学校で22%、これは平成17年度文科省の委嘱調査によるものでございます。というふうになっております。

昔は早寝、早起き、朝御飯は当たり前とされておりましたが、現在では親のライフスタイ

ルの影響が大きいと言われています。民間のある調査によりますと、就学前の幼児で夜10時以降に寝る子が29%、また24時以降に寝る小学生の割合は12%、中学生で64%というデータも出ています。子供のために望ましい生活習慣の確立には保護者の自覚としっかりとした指導が大切であると言われておりますが、文科省では生活のリズムを向上させ、食事や睡眠を規則正しくとることが教育上も最も重要とし、子供の生活リズム向上プロジェクトとして全国的な普及活動を推進しています。具体的には「早寝、早起き、朝ごはん」をキャッチフレーズに、国民運動として展開していくとしています。本市においても、広くこの運動を推進していくべきだと思いますが、当局の対応をお聞かせください。

次に大きな3点目です。農業振興について、小規模農家と地域の活性化についての質問です。

今、私たちの食生活が多様になったことで、今から46年前、1960年度の食料自給率は供給熱量ベースで79%であったが、2003年度の自給率は40%と、私たちの食料は半分以上を海外にゆだねています。農水省の資料によれば、品目別自給率が今のまま御飯を中心とした和食メニューで供給熱量ベースの食料自給率は64%、パンやパスタを中心とした洋食の23%、中華料理の26%と比べて大きな差が生まれるとしています。古くから日本で脈々と受け継がれてきた食文化の裏には食料を生み出す農業の存在があったわけで、日本型食生活が自給率の向上の力にならないわけがないとも言われています。

食育の必要性が叫ばれている近年、食と農の文化を次世代に伝えるという視点に立たなければ自給率はおろか日本の農業、そして、日本の文化を次世代に引き継ぐことは難しいと思われるます。

食育で大切なことはふだん何げなく食べているものを栽培し収穫する人、それを運ぶ人、料理をする人がいて初めて食卓に並んでいること。つまり、私たちが何を食べているのかを認識することから始まると言われています。このことは農業体験や学校給食への食材の提供など、地産地消を進めることにつながるということであります。

質問です。本市における地産地消、食育についての取り組みはどのように進められ、広がりがあるのかをお尋ねいたします。

また、全国に13万5,000あった農業集落はこの5年間で2万4,000が消え、農家のいない集落がふえている。それなのに、今後10年間の農政指針「新たな食料・農業・農村基本計画」を受けて各地で集落営農の議論が活発だ。集約化でやっているところはいいが、基準に満たず政策から外される農家が出てくる。これでは住民同士をつなげていたコミュニティを壊しかねない。小規模の兼業農家が切り捨てられようとしていると指摘されております。

これは先日、佐賀新聞の投稿欄にありました民俗研究家の結城登美雄さんが書かれているものを引用させていただきました。

相変わらず農地の「広さ」や出荷する「量」で評価され、政策から外された人たちの動向

が、これからの地域づくりのカギを握るだろうと言われています。まさに、本市の小さな農が切り捨てられようとしている現状と類似していると思います。

食は水道や電気、交通網以上に大切なインフラであり、そこがしっかりしていれば地域の安心につながる。行政も農を通じた地方分権を真剣に考える時期だろうということです。まさに小さな農は本市において地域再生の大きなかぎになると考えます。

質問です。本市の小規模農家や中山間地域の活性化にグリーンツーリズム構想は大きな役目を果たすと考えます。御所見をお伺いいたします。

次に大きな4点目、プロ市民が育つ参加と連携のまちづくりについてでございます。

ここに若者文化の創造と構築という題を出しておりますけれども、なかなか私もこの構想、若者文化ということについては、大変難しいなということを感じました。私がとらえております若者文化というのは若者の発想による独自のもの、例えば、音楽とかスポーツ、服装というふうな、そういうことについてとらえていただきたいと思います。

これまで地域の伝統文化の継承やイベント等への助成によって地域の活性化につながった実績を踏まえ、今後も強化すべき課題であろうと考えますが、特に若者文化の創造と構築は新しい文化による地域の活性化が図られると思います。若者のエネルギーが発散できる場の提供、郷土愛を育てるイベント等への積極的な参加を促すことにより、若者の人口流出を防ぐこともできるのではと考えます。若者文化の積極的支援をどのように考えられているのか。仕事や地域活動、趣味、娯楽を含め、今の若者が興味を持てる魅力あるまちの形とはどのようなお考えを持っていられるのでしょうか。若者世代に今鹿島に何を一番望んでいるのか、どういうまちづくりをしてほしいのか、私はこの年代に意識調査の実施をお願いしたいと思っております。

プロ市民の育成にはこれから若者、女性、団塊の世代が大きなキーワードと考えます。子供の居場所づくりと同様に若者の居場所づくりも重要な課題と考えますが、御見解をお聞かせください。

最後に、大きな5点目です。

長崎本線存続については、先ほど2人の議員も質問をされておりますが、私はちょっと視点を変えまして、この選挙戦で市長は先人たちが築いてこられた長崎本線は市民の生活の足として、これは必ず残さなければならないということを声を大にして訴えられてこられました。

そこで、市民の生活の足としてのまちづくりへの展開、それから交通体系を含めた考え方、これをどのように考えていかれるのか、また、経営分離に同意しない政策としての地域振興策、それぞれもう経営分離はしない、しないと、長崎本線存続ですということばかりで、この4年間は、それはもちろん進めていかれると思いますけれども、この中にやはり振興策というものも重大なことだと思います。政策上として経営分離に同意しない、そして同意条件

を前提としない、この中での振興策について今後どのような展開をされていくのか。

それからもう一つ、今回の長崎本線存続の期成会との公開討論会の話の中で、これは市長にお尋ねいたしますけども、市長は一つの自治体が出した結論を国や県が無視するということは治権の侵害ともなり、あってはならないと述べられております。私もそのように受けとめております。しかし、知事は、振興策などを地元で説明するなというのは民主国家ではあり得ないことだと述べられておりますので、この件について私もよくわかりません。知事が言われたことを理解しておりませんので、市長としてこの件についてどのようなお考えを持っていらっしゃるのか。

1 回目の質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

まず、1 点目の少子化による教育現場の変化と対策ということで、3 点あったかと思いますが、一つは、児童数の減少によって教育現場はどのような変化が起こっているかということですが、教育現場というのは学校ということでよろしゅうございますか。（発言する者あり）

子供たちの数は事実年々減少をしているわけですけど、ちなみに平成18年5月1日現在、ことしの5月1日現在、昨年比です、小学校でマイナス53、中学校マイナス7、計60名減ということでもあります。そのことによる変化ということでもありますけど、例えば、規模が小さくなった分ですね、よく言われることではありますけど、子供たちとのかかわりというのはやっぱりどうしても深くなるということは予測されますね。可能でもあります。全体に非常にまとまって落ちついた教育環境というのは醸成されつつあるというふうに、これはメリット面だろうというふうに思います。反面ですね、これは議員も懸念されていることでもありますけれども、絶対数が少ないということではやっぱり幅広い対人関係とか、切磋琢磨という点ではやや希薄、あるいは競い合いがなくなるということは一般論としては指摘がなされるところであろうというふうに思います。

当然のことながら、子供たちがいなければもう学校そのものが成り立たないわけですので、人数の多少にかかわらず、元気に学べる環境づくりといいますか、将来をたくましく生きるための学校教育の使命というものを肝に銘じながら、私は鍛え、伸ばす教育を心していきたいというふうに思っております。

それから、2 点目の市内の各学校で空き教室がどれくらいあるかと。基本的には学校というところにはあいている教室、要するに何でも使えるような教室がたくさんあればあるほど利用法があるわけですけども、いわゆる遊ばせているような部屋、教室はありません。ただ、今申しましたように、いわゆる子供たちの数は減っているわけですね。だから、学級数とい

うのは当然減ります。したがって、教室として使っている以外というのを厳密にカウントすると、いわゆるその分、学級数が減っているということからしますと、小学校で36、中学校で13教室あります。

どのように使われているかということですが、本当は空き教室とは言わないわけですが、こういう部屋を一番利用しているのは、やはり少人数指導、あるいは習熟度別の指導、あるいはT T等を含めた活用が主であります。例えば、非常に個人差が大きくなる算数とか、マン・ツー・マン的な指導を要する個別の指導、こういったものはほとんどの学校が非常に高い頻度で使用をしております。そのほかにも教育相談、不登校生徒の指導室、生活科室、あるいは児童会とか生徒会室、こういったものに利用しているという現状であります。

それから、3点目の近い将来、小・中学校の統廃合等の事態についてどのように思うかですが、これは軽々に私がどうと言えらるような問題でありませんが、ある程度児童・生徒が減少しても、その地域に根づいてきた学校として大切にしていきたいし、またそうあるべきだというふうに思っております。

それから、大きな2点目の子供の生活習慣の確立のために「早寝、早起き、朝ごはん」運動についてお尋ねであったかと思います。

これは先ほど議員も触れられましたように、子供たちが望ましい生活習慣をしてもらうために、まず大人の自覚と家庭でのしっかりした指導が大切であるというふうにおっしゃいました。もうそのことに尽きるわけですね。つまり呼びかけたり、キャンペーンをしたりすることは、それはそれで意義をなすものでありますけども、えてしてかけ声倒れに終わることもあるわけですね。そういう意味でまずは大人がですね、まずは家庭が自分の足元をまず見詰め直すということからスタートすべきではないかなと、私はそのように思います。もちろん、先ほどの学校での指導とか、あるいはP T Aの会合等での話題にさせていただいての推進を図っていただくとか、この辺の働きかけについては、また力点を置いていきたいというふうに思っております。

それから、大きな3点目に、食育について、農業との結びつきといったことをおっしゃったわけですが、これに関してはですね、農業体験等を通した食に関する理解、態度の育成というのはやっぱり直接肌で感じるができるわけですね、あるいは正しい受けとめ方につながっていくというふうに思っております。

学校現場での例を一、二申し上げますと、一つは農業等の体験活動でオンリーワンとか、田んぼの学校とかの授業、あるいは学校行事とか、総合学習での時間でこういうものを実施しております。米づくりが中心ではありますけれども、地場産への関心とか、あるいは収穫までの苦労とか大変さ、あるいは生産にかかわる人たちへの感謝、こういったものを体感させる機会として、大変意義を感じているということでもあります。

一方では、やっぱり学習ですね、保健体育とか家庭科、あるいは道德とか、総合学習等で

食に関する包括的な指導というのを計画的にカリキュラムとして組んで授業を行っております。いわゆる直接、間接的なかわりで子供たちの食育について取り扱いをしているという現状であります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

私の方からは学童保育の件が御質問ございましたので、お答えいたしたいと思います。

まず、利用者負担金のことをお聞きでございますが、現在も月額3千円ということでもらいをしております。現時点ではそのとおり現行の月額3千円で、新たに開設をしてもそれでいきたいと考えているところでございます。

それから、もう一点の指導員の確保をどうするかということでございますが、実はうちの方で新たに開設をした場合、指導員が何人必要かということはある程度試算をしております。当然申し込みの状況にもよりますが、現在予想しているのは今いる指導員のほかに最低あと10名は必要だろうと考えております。

この募集につきましては、現在もそういう形でやっておりますが、市報で広報をいたしまして応募者を募ると。それから、それらの方に対して面接を実施しております。面接を重要視しておりますが、その後で採用ということになります。特にこの放課後児童クラブの指導者になるためには資格等は必要ございません。ただ、一番大事なことはですね、子供が好きな方というのを優先して採用しております。それから実際ですね、保育士の方、あるいは教職の免許をお持ちの方等もいらっしゃいますが、それが条件ということではございません。それから子供たちは低学年で言うことを聞きません。物すごく体力が必要です。だから、体力があるかどうかということも審査項目には入れて採用をしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

栗林学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（栗林雅彦君）

先ほどの御質問の中で、給食につきましてどれぐらい地域のものを使っているかと、地元のものを使っているかということでございますが、食材につきましては、地元業者さんをほとんど使っております。また、あと学校給食会と。県の学校給食会というものをお願いしておりますので、県内産といたしましては、ほぼ70%以上が県内産でございます。ただし、市内産と限定いたしまして原料から市内であると、それからさらにできてくるのも市内でできるという形になりますと、ほぼ6%ぐらいというふうな形になっております。

今現在取り組んでおりますのは、鹿島市農協の方とお話をいたしまして、せめてタマネギは鹿島産を全部使おうということで、鹿島産のタマネギをまあ市場を通してでございますけれども、全部鹿島産で今賄っているところでございます。

それと、生活習慣の確立ということで、「早寝、早起き、朝ごはん」運動の推進ということでございますが、給食センターの方でも管理栄養士がおりますので、毎回、毎日学校の方に出向きまして子供たちに朝御飯について食べようと、それから朝御飯はどういう役割をしているのだということを年間100日ほど回りまして推進をいたしているところでございます。

以上でございます。（発言する者あり）

済みません。失礼いたしました。今現在お話をしておるのが米でございます。米の方につきましては、業者様とお話をいたしまして、100%鹿島産のお米を使って炊飯していきたいというふうに今話を進めているところでございます。なるべく鹿島産中心に行きたいというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

私の方からは、大きな3点目の中の地産地消と食育の取り組み状況、それから広がりについてお答えをいたします。

まず、地産地消とは、単に地元でとれたものをその地域で消費することだけではなく、その活動を通じまして生産者と消費者がつながる取り組みであるという考え方で、これまで生産者による自主的な取り組みに対する支援を中心に地産地消を推進してまいりました。その柱となるのが、農産物直売所、加工所の整備と活動支援であります。

現在、市内に直売所が大小7カ所、日曜朝市2カ所、加工所8カ所がございます。直売所の数も、売上額もほかの地区に引けをとらぬ実績となっております。また、小学校給食におきまして、地元の食材を使った副食拡大のために平成15年度から16年度までの2年間、ふるさと食の日支援事業を実施しました。成果といたしましては、終了後も地元野菜などの積極的な利用につながっているところであります。

それから、生産者と消費者との交流事業がございます。平成17年度には食と農ふれあい交流体支援事業の一環で、七浦地区振興会主催で七浦を味わう会が開催をされました。これは地域の素材を生かした生産者の顔が見えた郷土料理ということで、地域の魅力を発信できる取り組みとして好評でございました。今後も継続をしていく予定であると聞いております。

次に、食育についての取り組み状況と広がりでございますけれども、先ほど議員からお話がありましたように、食育の必要性が言われている中で、農業分野においてさまざまな取り組みがございます。いわゆる食の教育でございまして、作物を育てる、収穫するといった活

動を体験することを通じまして、みずから食の大切さについて考えることにつなげていこうとするものでございます。

具体的には保育園や小学校における農業体験学習、農家による貸し農園、体験農園の開設、J A佐賀みどり女性部や鹿島ロータリークラブなど、各種団体における食と農、健康、さらには環境をテーマにしたさまざまな活動がございます。

その中で、成果として一つ御紹介をいたしますと、七浦地区の取り組み事例でございます。これは地区内の3保育園と直売所、有機農業研究会の三者による主催で、事業内容が無農薬、無化学肥料によるタマネギとサツマイモづくり、そして、タマネギ、サツマイモを使ったお食事会や交流会などを続けられて5年になります。今年度は地区の食生活改善推進協議会が参加をされまして、食育についての講話があり、園児の保護者や関係者が一緒になってタマネギを使った健康料理を学ばれました。この七浦の道の駅を拠点といたしました取り組みは、長期的な視点に立って地域の自主的な活動として広がっておりまして、今回から料理教室など、実践ノウハウを蓄積されていらっしゃる食生活改善推進協議会も参加をされ、地域に愛着を持った方々が協力し合って活発に活動をされているすばらしい活動として紹介をさせていただきました。

以上です。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

農業に関連した二つ目に、小規模農家や中山間地域の活性化にグリーンツーリズムの推進はというふうな質問だったと思います。

このことにつきましては、今回、政策の一つであります交流人口の活用というふうな中でグリーンツーリズムに取り組むというふうにしております。また、もう一つの柱であります定住促進対策の中でも農山漁村宿泊体験の制度創設として主要施策にうたっておりますので、近いうちに具体化に向けて検討に入りたいというふうに考えております。

取り組みの具体的方法といいますか、視点としてはコミュニティービジネスという、そういう視点で佐賀大学の方に郷土研究を呼びかけて了承もいただいております。佐賀大学に地域農業政策を専門とされている先生がいらっしゃいまして、この方を中心に間もなく取り組みをスタートさせたいというふうに考えております。

御質問の趣旨が、いわゆる農村に隠れた人材、それから兼業農家の知識を活用して、いわゆる農の産業化ということを視点に置かれていると思います。その一つとしてグリーンツーリズムの推進ということがおっしゃっている趣旨かなという気がいたしておりますので、先ほどの食育の取り組みともこれは関連していきますので、研究をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

プロ市民が育つ参加と連携のまちづくりについて、お答えいたします。

4点ほどあったかと思います。1点目と2点目、若者文化の積極的な支援ということと魅力あるまちづくりについて、一緒にお答えをいたします。

若者はもちろんのこと、多くの方たちが伝承文化とか、イベントに参加をしてもらうことへの対応は行政として十分すべきことだと思っております。所管の各課がどうすれば人が集まってくれるのか、その対応に知恵を絞ってもらっているところだと思っております。

一方、文化は人間の精神的、物質的生活の所産として人間の生活が営々と営まれる中でつくられていくものと考えておりますので、そうであるとするならば、行政が文化に対してどのように支援ができるのか、これは大変難しいことではなかろうかというふうに考えております。

行政としてのリーダーシップをとっていくことはもちろん大切ですが、その反面、行政にしてもらう、何かに参加するということだけではなくて、若者みずからが何かをする、あるいはつくり出すというようなことをぜひお願いをいたしたいと思っております。それが魅力あるまちづくりにもつながっていくのではないかと考えます。その中で行政として何ができるのか、何かできることがあるのかということにつきましては、そのとき考えなければいけないことだと思っております。

それから、3点目のまちづくりに対しての意識調査の実施ということでございますが、今は国も地方も財政が窮迫している状態、時代にあります。特に地方では、先ほどただいま申し上げましたように、行政から何かをしてもらうということを待っているだけではなくて、みずからが何かをするということを考えていただきたい時代とも言えるのではないかと考えております。

このようなことを考えていきますと、若者の意識調査をして、それを行政に反映させることも必要なことではありましようが、どうしても必要が出てきたときにやるということではないのではなかろうかと思っております。

それから最後ですけれども、若者の居場所づくりについてでございますけれども、このことにつきましても、若者の居場所づくり、これは行政がどうのこうのと言うよりも、ぜひ若者みずからが仕事であれ、音楽であれ、スポーツであれ、趣味であれ、自分にとって居心地のいい場所を自分で探していただきたいと思っております。それが若さでありましようし、若いエネルギーをそこに使っていただきたいと考えるものでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

私の方からは、長崎本線存続のまちづくり、生活の足の確保と交通体系についての考え方、それから地域振興策について、お答えをいたします。

まず、この問題につきましては、さきの3月定例市議会の中で市長の方から詳しい答弁がなされております。それをいま一度振り返ってみますと、現行の総合計画上におけるまず考え方でございますけれども、現在の長崎本線の効果というのをですね、既に新幹線長崎ルートにスーパー特急を走らせたと同じような効果があるんだと。そしてまた、今後この効果は続いていくんだということが県の資料等でも説明があったところでございます。そしてまた、長崎、福岡までそれぞれ1時間弱で行けるということはですね、定住人口の流出防止につながるんだというふうなことも述べられておりました。3点目に、現行の第4次鹿島市総合計画に基づくまちづくりというものは鹿島駅を起点としたものでありまして、駅がなくなれば今まで行ってきたスカイロード、あるいはさくら通り、あるいは御神松ニュータウン等の整備などが根底から崩れてしまうんだというふうなことも述べております。また、4点目には企業誘致の面でも特急が停車する便利さが鹿島のイメージの大きな要素になっているんだということも申しておるところでございます。そしてまた、ほかの交通体系との連絡ですね、例えば、バス路線、あるいはタクシーにつきましても、この鹿島駅を起点としたことで結びついているんだということが言えるんじゃないかと思っております。

そういうことで、今回の基本計画の見直しの中でも、長崎本線の現状のままでの存続、あるいは鹿島駅を中心としたまちづくりというものは今後も踏襲をしていくということが総合計画審議会の中でも確認されたところでございます。そういうことで、近々に目に見えた形で整備されるということはちょっと難しい面もありますけれども、その振興策の一つとして駅前広場の整備ですか、これは重要な課題として掲げておるところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

振興策と協議の関係について考え方を申し上げます。

結論から申しますと、経営分離の同意を前提とした協議、あるいは要望はしないと。経営分離の同意を前提としない振興策の協議、要望はこれはもちろんやっていく、こういうことです。したがって、同意を前提としたものなのか、同意を前提としないものなのか、これをはっきりしないとこの議論は無意味であります。県ははっきり言っているんですね。何回聞いてもはっきり言います。県が示している振興策は経営分離を前提としたものであると、これははっきり言っているんです。これを我々は県がはっきり前提としたものですよと言っ

ているわけですから、鹿島市の方針というのは同意をしないと決めているわけですから、したがって、これはこの同意を前提とした協議、要望というものはしないと。現状、長崎本線の存続を図った上で、その上に各種振興策をのせていくと、こういうことであります。

それから、知事が5月の定例記者会見で地元、つまり鹿島市を指すんでしょう。振興策等の話をするなど市長が言う。これは民主国家としてあり得ないと、正確には覚えておりませんが、こういう趣旨の発言があったということではありますが、これはしかし、一月たった6月、今月の記者会見ではこのことを記者さんから指摘をされて、そんなことを言ったのか覚えていないと、こういう趣旨の発言をされております。

しかし、いずれにしても、地元で振興策等の話をするなどと言われるということではありますが、これは実は県と期成会の約束事なんですね。6項目の確認事項の中にちゃんとうたっております。住民に説明会等をやる場合には両方、県と期成会が双方出席をして機会均等に説明をすると、このことは約束をしているんです。したがって、県は県だけでやらせろという意味で言うておられるんですね。それは約束とは違うじゃないですかということをお私が言っているんです。ですから、片方だけの説明ではどうしても偏りがちです。県は県の意見に偏る。私が説明するとどうしても私寄りの説明になってしまう。これでは住民の皆さんの判断が正確なものにはならないということで、両方同じ時間だけ説明をしましょうと。それで、その後で公開の討論会をしましょう。討論をやっているんです。ですから、このやり方で我々の県と期成会の合い中ではやりますよということを約束しているわけですから。そして、この約束があるということですね、知事さんもほかの記者会見でも認めておられます。そういうことであります。

○議長（小池幸照君）

6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

どうもありがとうございました。1点目から行きたいと思いますが、少子化による教育現場の現状ということをお尋ねしましたけれども、ただいま教育長の方から詳しく述べていただきましたので、理解をさせていただきます。その中でも強いて言えば、小学校で53人の減少があるということでございます。中学校で7名程度。これは少子化ということで、本市の中でもずうっと子供の数が減っているということですが、私はやりようによっては、全国的な少子化だから本市も少子化の傾向がとまらないということじゃなくて、政策的なやり方では、鹿島市は全国的な少子化の中で子供の数はふえていきよっぱいというふうなこともできるような気がいたしております。現に七浦小学校での17名というのは私もびっくりしましたけれども、1学年ということですね。しかしながら、やはりその地区によっては教室が足りないというようなところも生まれておりますし、企業誘致、交流人口、それから定住促進の施策の中で、これからは子供たちがふえていくようなことを私も期待をさせ

ていただきたいと思っております。

それから、近い将来、小・中学校の統廃合云々というのはですね、これは私も現実にはですね、この鹿島市自体がそういうふうなことになるというふうなことは余り想像はしておりません。しかし、都心部でこういうことが起こっておりますし、もうひどいところ、東京の世田谷、板橋なんかは学校がなくなっております。だから、そのなくなった多くの学校をどういうふうなことに利用しようかというふうなことが言われておりましたので、その廃校になった学校、それから子供が減ってもうほとんどが空き教室になったのをどういうふうにして使うかというふうなことが言われておりましたので、私もこれを取り上げさせていただきました。これは都心部のことだと思っていただければ、まあ鹿島自体がそういうことになるというのはもう20年、30年先、そのころは一段とふえているかもわかりませんね。ですから、そういうことで考えれば、廃校になった場合がですね、使い道というのが都心部では言われておりましたので、私は取り上げさせていただきました。

それから、空き教室の使い方ですけれども、それなりに空き教室とは言わないという教育長の答弁でございました。それぞれ使い道があって利用をしているということでございます。強いて言えば小学校で36ですか、中学校で13の教室が、これはあいているというよりか普通授業を行って、クラスとしては使っていないということでよろしゅうございますかね。ですから、こういう中でもいろいろな活用はあるんだということ。教室としては、これは空き教室でも不用ではないということでございますので、これも理解をさせていただきました。

それから、学校全校で放課後児童の受け入れについて、ただいま指導員の応募方法についても詳しく御答弁をいただきましたが、やはりここで保育の資格は要らないということですね。保育士の資格は要らない。体力があって子供が好きな方であればというようなことでございますけれども、私はここにですね、先ほど申しましたように、これからのキーワードとして団塊の世代というのが今後出てくると思うんですよね。だから、そういう経験があられる方とか、そういう方を放課後児童のそれに持ってくるようなことはできないのか、この点をもう一度お尋ねします。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

当然、若い方ということで絞ったということではございません。ですから、当然まず気持ち若い方というのが一番大事です。ですから、気持ちが若くて体が若い方というのは今の団塊の世代にもたくさんいらっしゃると思います。実は昨年、シルバー人材センターで放課後児童クラブじゃありませんが、少子化に対しての何かできないかというふうな、そういう研修がございました。私も講師で行かせていただきましたが、そういうふうなことも当然含

めて検討はしていくということでは考えております。ですから、当然その高齢者といえますか、その部分を排除すると、そういうことは一切考えておりませんので、そういうことで御理解をいただければと思います。

○議長（小池幸照君）

6 番山口瑞枝君。

○6 番（山口瑞枝君）

先ほどの気持ちも若くて、そして、体も十分な体力があってというふうな、やはりこれからの大きなキーワードですよね、団塊の世代というのはですね。全国的に言われているところでございますので、そういう方々を採用するとか、指導員として雇い入れるということは、これは豊富な知識もあらわれるし、地域の中で安全の問題というのが、今この学童保育にも言われておりますけれども、そんな中でそういう方々の知恵をかりたり、そして、安全な面でもサポーターとしても位置づけがあらわれるんじゃないかというふうに思っておりますので、そういう方々が出てこれたら積極的な何かをお願いしたいと思っております。

人材の活用ということではですね、いろんな分野でこれからそういう方は使い道があると言ったら変な言い方ですけども、また、余力を残した人生を楽しく過ごしていかれる、地域のためにというふうな気持ちとともに働く場所が与えられるんじゃないかというふうに思っております。

それから、2 点目に早寝、早起き、朝御飯というのはやはり私たちが子供を育てるころですね、本当に子供たちには夜は小学生の間では、もう 8 時過ぎには床につかせてというふうなことだったと思います。やはり親のライフスタイルが変わったのかというふうにも感じております。結局、教育長が言われるように、これは学校が指導して云々ということではないと思いますね。家庭の中での家庭教育というのが大きなことになろうかと思っておりますけれども、やはり学校の現場あたり、給食センターではそういうことで朝御飯を食べなさいという指導をやっているということでございますので、PTA なりなんりの場で、学校の何かの授業参観かれこれの場でこういう推進があっているからというふうなことぐらいはおっしゃっていただければ、まあ広報、PTA の会報ぐらいにはこういう推進をしていますということでやっていただければというふうに思っております。

やはり、おなかがすけば集中ができないというのは、これは当然のことだろうと思います。あんまり食べ過ぎると、これもやっぱり腹八分目というのがありますから、この食を通して、やっぱりどうして朝御飯を食べてくるのかとか、そういうふうな食育にも当てはまるということでございます。これは学校給食センターの方でちゃんとした御指導をなされているということでございますので、今後ともそのことについてはずっとやっていっていただきたいと思っております。

それから、農業振興についてですけども、これはグリーンツーリズムということでお尋

ねをいたしました。今、何とかツーリズムというのがはやっておりますけれども、やはりこれからの農業というのはですね、後立っているいろんな方も御質問をされると思いますけれども、主産産業は鹿島市は農林水産業ですね。だから、ここがしっかりしておかないと鹿島市の状態はよくなるまいだろうということで今回質問をさせていただいておりますけれども、やはり農業というのが、今大変厳しい状態にあります。そして、先ほども私申しましたように、小さな農業、兼業農家というか、小規模の農家がだんだん肩身の狭い思いをして、大きな集団営農というのに加わっていけないというふうな状況にあると思います。

ここにですね、佐賀新聞に「新田舎主義」というので、いつも連載をされておりますけれども、小規模農家、あるいは兼業農家を見直すということがよく載っております。やはりそのために大きな農業者はそれを支援する大きなバックがある、国の支援なり、それから地方の支援があるけれども、それに参加できない小規模農家、小さな農家、兼業農家がだんだんと切り捨てられていくというのが現状であります。この中で、やはりこういう人たちが基幹産業を支えている本市の農業でもありますので、こういう方々の手だてというのが地域の活性化につながるということで質問させていただいておりますけれども、やはり今答弁でありましたように、食育も大事ですけれども、これから鹿島の農業が生きていくためには、この方々の小さな小規模農家も大事にするということが必要じゃないかと思います。大規模農家は支援策というのがありますよね。補助金制度もありますけれども、だから、このあたりの考え方が、もっと小規模農家を大事にするとかいうふうなことを再度もう一回お尋ねしますけれども、こういう方々に対する補助金をやれとかそういうことじゃないですよ。こういう方々を今後どのようなふうな扱いをされていくのか、これをグリーンツーリズムに持ってつなげていかれるのか、そのあたりをもう一度御答弁をいただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

今、佐賀新聞の「新田舎主義」のお話を出されまして、私もちょうどきょうの新聞を切り抜いてきておりました。いわゆる地産地消や循環型社会の構築といった地域で賄うという取り組みはもう理念だけを語る時代ではないと、それをどう具体化しシステム化してビジネスにしていくかが問われているというふうなことです。いわゆる地方はこれまで地方だからできることに目を向けてこなかったというふうなことを書いてありましたように、これからは農村が戦略を持てば豊かに暮らせる時代だというふうなことで、グリーンツーリズムだけではないと思います。いろんな人材を生かした取り組みというのはいっぱいあると思います。私どもはコミュニティービジネスというくくり方をして、先ほど学童保育の福祉の部分が出てきましたので、それも一つのビジネスとして確立できないかとか、農業にもまだいっぱいあると思います。教育にもあると思います。そういうふうな形を少し一定整理をしながら研

究をしていきたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

私もきょうの新聞をこうやって切り抜いておりました。全くここに書かれていることがそのとおりだと思います。やはり今までは地場産品供給をしてきたけれども、これはまず産地から地産地消を実施しなければならないというようなことを書いてあります。

先ほど学校給食の中で米は100%鹿島産をとということです。それから給食の70%は県内産ということです、市内の5.6%はJAのタマネギ、タマネギは鹿島のものを使ってある。結局、これは県内産が70%ということですよ。ですから、鹿島産、地元のものとすればまだまだ低いというようなことが書かれておまして、やはり先ほどの新聞の記事ですけれども、地場産品給食を提唱してきたが、県産品であればいいという発想で、たまたま市場に集まった県産品を業者が学校に納入しているのが実情ということを書いてあります。市町村産品を地元の学校で消費しなければ意味はないというふうに書いてありますので、やはり生産者には学校給食はもうからないからというふうな意味もありましようけれども、まず産地です、自分のところでとれたものを自分のところで、県内じゃなくて鹿島市でとれたもののできるだけ鹿島市で使ってというふうなことが今後重要になってくるかと思います。まあ米の方は100%鹿島産ということでございますので、これからも学校給食のあり方も変わっていくだろうと思います。

それから、先ほど若者の文化、プロ市民が育つということで、若者の文化と構築ということで質問いたしましたけれども、私もこれは難しい問題だと思います。だから、部長がおっしゃるように、若者が自分たちでこいばしたかけん、あいばしたかけんと発想して、どんどんやってくれというのはわかりますよね。だから、そんな中でもですね、何とかおまえたちが言うならそいぎ行政も力になることのありやせんかというようなことで今おっしゃられたと思います。

これは事例というか、この間妙なことがありました。選挙戦での出来事ですけれども、選挙戦というのは、それは当然いろいろ出ますよね。誹謗中傷ビラというのが出て、その中にちょっと気になるような中傷ビラがありましたので、私は今度このことで取り上げたんですね。つまり、若い人たちがいろんな発想をして若者の文化として、何か鹿島に起爆剤になるようなことがないだろうかということで、ある申請書を企画の方に出して、それが通って若い人たちがいることをやられたんですね。そのことについてビラではだれがやった、かれがやった、市長の云々やからこういうことの助成金が出たんだらうというふうなビラでありました。これを私、読んだときに、たまたま読みましたけれどもね、これは普通の人たちは知らない、行政の内部の人たちが知ってあるようなことが書いてあったビラだったからですね、

それを見た自分たちがやった若い人たちはですね、こがんことば言わるっない幾ら中傷ビラでもね、やっぱり自分たちがやってきたことを否定されるようなね、こういうことやったらおいたちゃは何もせんで。したかと思うことばしゅうでしたって、こがんふうに言わるっならもうせんがましというふうなことを言っておりました。これはもう大変なことだなと思っておりました。

先ほど部長は、行政もそういうことを発想してやれば、みんな応援してやろうというふうな気持ちを出されていましたがね、こういうことであれば本当にやる気をなくすなというふうに、これはあくまでも中傷ビラだからですね、私も中傷のビラの範囲内で発言をしておりますけれどもね、やっぱり若者がいろんなことでやりたいというのはもういっぱいあるんですよ。だから、自分たちの力でやろうとしているけれども、これには何がしかのね、何かお金の面でも、こう欲しいなという面があると思うんです。それをこういうのがありますからどうですかというふうに行政から投げかけられたのに対して、自分たちはこうした企画書を出したけども、やった挙げ句の三八にはいろいろと言われてということではですね、若者も本当に意欲が減退するなというふうなことを感じました。指導というのはですね、プロの行政マンとして、やっぱり子供たちが、若い人たちが、これはちょっとまずいんじゃないかなと思ったときには、口を出して指導するぐらいはいいですけどね、もう全くの否定されたようなことであってはならないと思いましたので、そのことで質問いたしました。この件に関して何かコメントがありましたらお願いします。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

私、かねがね鹿島市のまちづくりを概要的に言えば、かいつまんで言えばということですが、まず、市街地は都市機能のある程度の充実をさせていくと。そのほかは自然環境をできるだけ守っていくと。全体を地方文化でくるんでいくと。大まかに言えばそういうことですよと言っておりますが、そういう条件のもとで、あるいは環境のもとで鹿島市民として若者なりに工夫をして、そして、自立的に自分たちの生きがいを見つけ、できればその中で鹿島市の活性化のためになるようなこともやっていただきたいと。

ただ、先ほど御指摘がありましたように、結局、行政も、そして先輩市民たちも、若い人たちが一生懸命何かをやろうというときにそれを温かくくるんでやる。そして、手を差し伸べることができるものは差し伸べていく、こういうものがないとですね、しょせん幾ら若いもんが頑張れ、頑張れと言っても、先ほど申されました結果に終わります。したがって、そういう環境づくり、若者が自分たちのエネルギーを注いで自分たちの生きがいを見つけ、そして、まちの活性化につなげていく。これは一番基本にあるべきでありまして、私どももかつて20数年前にはそういうことで仲間といろんなことをやってきましたし、周りが、ある

いは先輩たちが頑張れと言っていただけのがいかにうれしかったか、そういうことも思い起こしながらの答弁とさせていただきます。

○議長（小池幸照君）

6 番山口瑞枝君。

○6 番（山口瑞枝君）

今回は桑原市政の5期目ということで、やはり私はあくまでもこれは総集大成と思っています。桑原市政最終章と思っておりますので、この4年間で本当に若者も、そして鹿島市民も、ああ住んでよかったな、人が輝く鹿島であった桑原市政のときになったばいと言われるようなまちづくりを本当にしていただきたいと思いますし、私たち市民も桑原市政に対してはこういうところはこういう要望もしますが、ここのところは軌道修正した方がいいじゃないかなというところがありましたら、どんどん私たちも物を申していきたいと思います。そして、若者やこれからの子供たちや老人の方、もうすべての市民がですね、本当に長崎本線存続てばっかい市長は言いよらしたばってん、こいでよかったばいと言われるような、基礎づくりをこの4年間でしっかりやっていただきたいと思います。私たちもそういう点では物申しながらやっていきたいと思っております。

以上をもちまして一般質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

以上で6番議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。3時から行います。

午後2時46分 休憩

午後3時 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、1番議員徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

皆さんこんにちは。1番議員の徳村です。ただいまより一般質問を行います。

まず1点目は学童保育について、2点目は事務手続の権限移譲について、この2点について質問をさせていただきたいと思います。

学童保育につきましては、先ほど来3名様の議員から質問がっておりますので、重複した点があると思いますが、その点は省くという形で進んでいきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、学童保育についてでございますが、先日5月13日の佐賀新聞に、学童保育を全小学校に設置するという記事が載っておりました。これは市長の就任のあいさつという中で書いてあったと思いますが、私はこの記事を見て非常にうれしく思っております。そしてまた、

それとともに、市長並びに執行部の方々がこれから子育て、あるいは少子化対策に向けて本腰を入れていかれるという意気込みが感じられ、今後もなおいろんな意味で期待が持てそうな気がしております。

今回、全校に設置ということになると思いますが、気になるのはその中身であります。まず一番最初にお尋ねしたいことは、新設される各学校の受け入れ人数、定数ですね、これをお聞かせ願いたいと思います。

そして、次に事務手続の権限移譲についてお伺いをします。

現在、古川知事が進めておられますまだら分権の中で、平成17年度水道法の事務、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に関する事務、土地改良法の手続、高齢者の居住安定確保に関する法律に関する事務、平成18年度については児童福祉法に関する事務、特定非営利活動促進法に関する事務、佐賀県小規模水道条例に関する事務、それぞれを権限移譲されたわけですが、平成18年度においての移譲分においてパスポート発券に関する事務を移譲していただきたかったのですが、これがなされていなかったようですので、何か特段問題があって移譲されなかったのかどうか、お尋ねをします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

それでは、徳村議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、お断りをしておきますが、まだ来年度から実施ということで、何人程度の希望者がいらっしゃるかというふうな実数はつかんでおりません。ですから、ある程度このくらいではないかということでの推測ということで御了解をいただきたいと思います。

まず、北鹿島小学校が25名程度、古枝小学校が30名程度、それから能古見小、七浦小は10名から15名程度、それから新たに明倫小学校を新設すると考えて、新設部分が25名から30名程度ということで予定をしておるところでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

中村市民課長。

○市民課長（中村和典君）

私の方からはパスポートの発券事務、いわゆる権限移譲事務についてお答えをいたします。

先ほど議員から申されましたように、旅券法が本年の3月に改正されたことによりまして、これまで県庁で行われておりましたパスポート、いわゆる旅券の申請と受け取り事務が市町村でもできるようになっております。早速7月からは鳥栖市、あるいは伊万里市の方が全国に先駆けてサービスを開始されるということで準備がなされております。これは県が、先ほ

ど申されますように、まだら分権の一環として全市町村から希望を募り、旅券発給事務を18年度から市町村へ権限を移譲されるということによるものであります。本市におきましても、昨年の8月から県との協議を行い、庁内の関係各課で検討をいたしました。その結果といたしましては、市民の利便性を考えれば、身近な市役所での発給が望ましいわけですが、1点だけマイナスといいますか、弊害がございます。これは鹿島市に住民登録をされている方については、原則として県庁、あるいは県の出張窓口での取り扱いができないという規制があることがわかったわけですが、例えば、武雄市や佐賀市近郊に通勤をなされている方でも、緊急な場合を除いては県や武雄の出張窓口での手続ができないということで問題があるようでございます。緊急な場合の例外規定として県の方でも規定をされておりますが、どういう場合が緊急な場合に相当するかということで、要件として三つ挙げられております。一つは、事故とか災害などによって早急に出国が必要なとき、それから二つ目の要件が、外国の機械修理などのために早急な出国が必要なとき、それから三つ目の要件が就学とか就職などによって県庁での申請が特別に認められる場合ということで、三つの要件に限っては県庁とか県の出張窓口でも手続ができるということになっております。

このほかについてでございますが、本年の3月の改正によって、I Cチップの登載のパスポートに変わったということ、交付の際に必要な交付機の導入、それから県の証紙の販売所、それから権限移譲に基づく交付金の歳入額の問題など、いろいろ県の方と調整をやってみたわけですが、なかなか具体的な額が示されないということで、18年度実施については見送った状況でございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

先ほど福祉事務所の所長の答弁の中で、明倫小学校25名から30名ふやしていただけるということを聞きまして、私、この学童保育についての一番下の項目のところに、明倫小学校は定員をふやすべきではというふうに載せておりましたが、ここはそのまま答弁の中に聞きましたので、この部分と、保護者負担金、先ほど山口瑞枝議員の中でありましたので、この2点については学童保育については省いて質問をいたします。

先ほど明倫小学校が25名から30名ぐらいふやす予定であるということでございましたが、実際その明倫小学校の場合はオープン教室で、教室を区切ったりすることが困難であるということも以前からおっしゃられておりましたが、その点について新しいプレハブを新設されたりするのか、それとも、今の既存の明倫小学校の中の施設を利用して対応されるのか、その点について伺いをいたします。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

明倫小学校につきましては、まだ先ほどの答弁でも申し上げましたように、具体的にどうするということは決まっておりません。ですから、学校、あるいは学校周辺等で安全性とか経済的にどうかということを含めて、総合的に検討していくと、そういう状況でございます。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

明倫小学校の定数というのは、今までが非常に少なかった。特に鹿島小学校と比べて規模的にも若干明倫小学校の方が大きいかと思いますが、その中で鹿島小学校は60名、そして、明倫小学校が25名ということでありましたので、今回25名から30名ふやしていただけるということは非常に私もうれしく思っているところでございます。そしてまた、これまでいろんな運動をされてきた方もいらっしゃる。その中で、学童保育を考える会というものを明倫小学校の父兄さん方が立ち上げられて、そして、私もその中の一員として会に参加させていただきまして、いろんな活動をされてこられました。それが現実こういうふうな形で実ったということは、私もうれしいことでありますが、やはり一番うれしいのは運動をしてこられた方、あるいはそこにお世話になる、これからお世話になる父兄さん方が非常に喜んでおられるのではないかと。そしてまた、仕事を持っていらっしゃるお母さん方が特に喜んでいらっしゃるのではないかなという気がしております。

次に、当面、来年の4月からの実施という形になるということは御答弁の中でありましたけれども、まず、明倫小学校の夏休みの対策はどのようにされていらっしゃいますか。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

議員御存じだと思いますが、今年度、明倫小学校区、定数の25名に対し、54名の申し込みでございました。定員の2倍を超す申し込みでございました。今回はいろいろな状況を勘案いたしました、やっぱり新1年生が一番必要なんじゃないかということで、やむなく新1年生のみの受け入れ、これは27名いらっしゃいますが、定数を若干オーバーしておりますが、27名の受け入れを行ってまいりました。その後、保護者の方、保護者の代表の方との話し合いの場を持ちまして、一番の問題は何かとお聞きをしたところ、長期休暇、特に夏休みをどうかしてくれという要望が多うございました。そのことから、保護者とお話をして、実は今議会の補正予算の中で開設をするということで補正予算の対応をするように、そこで提案を

するようにいたしておるところでございます。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

そしたら、まだ具体的な内容というのは決まっていないということですかね。例えば、預かる時間帯が何時から何時までとか、そういったことは決まっていないということですか。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

預かりの時間といいますのは、ほかの施設と同様で、朝8時から夕方6時までということで予定をしております。場所については、最終的には確認はしておりませんが、大体それでいきたいということで、ある程度の了解をいただいているということで御報告申し上げますが、明倫小学校の音楽室、これは音楽室はあそこは別棟に、体育館の2階部分に設置をしております。ここは通常の場合は学校の音楽の時間でお使いになられますが、夏休みに限りということで、そちらの方を貸していただけないかということで要請をしておるところでございます。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

あと、今回54名の応募があつて27名受け入れたということで、27名の児童とその家族の方々は非常に困られているわけでございますが、今後の対策の夏休み、そして冬休み、春休みに対しては、オーバーされた御家庭の受け入れというのはどのようになっているんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

まず、先ほども申し上げましたが、保護者の方と代表の方とお話をいたしました。その中で、やっぱり夏休みということが一番長期休暇でも特に自分たちが面倒が見れないのが夏休みですということでございますので、現時点では夏休みだけということで考えております。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

先ほど保護者負担金の話が出てきておりましたが、一律３千円ということでお願いしたいということを答弁の中でおっしゃっておられましたが、実際、県内各自治体の負担金を調べてみますと、無料から最高６千円という金額までありましたが、今県内で約１４３カ所あります。その中で、保護者の負担金を平均してみますと、１，６００円と、ちょっと私が全部足して１４３で割って平均を出したものですから、約１，６００円。こういう金額が出ておりますが、当市において３千円という金額になっておるようでございますが、これから先、財政も厳しいところではございますが、減額ということがあり得るのかどうか、お尋ねします。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えいたします。

確かに徳村議員おっしゃられるように、県内平均からいいますと、若干平均より高いという状況でございます。ただ、昨今の新聞等でも無料にしているところが有料にということで問題になっているところもございます。実はほかの市でも無料にしていたけど、やっぱりどうしても厳しいから、ただ、なかなか当初ゼロでやったから提案が難しいと、そういうこともございます。

実はこの３千円に決めた経過というのがございます。実は以前は、１６年度までは月額２千円で行ってまいりました。この中で、平日と長期休暇の半日のみの開設を行ってまいりました。これが長期休暇中、終日開設をしていただきたいと、そういうふうな要望が多く出てまいりまして、アンケートや保護者との話し合いを１７年の３月に持っております。この中で、保護者の方とお話をしまして、パターンを何パターンか検討しまして、年間どのくらいということで、このくらいかかりますよということで、若干の増額はやむなしというふうな御了解のもとにそういうふうなお話をしたわけでございますが、その中で、若干上がってもいいから月々を一律にしてやっていただきたいと。ですから、うちの方は月々２千円と、長期休暇は７千円とか、時間数からいいますと、平日は４時間です。長期休暇は１０時間行います。そういうことから、そういうふうな提案とか、一律に３千円とか、いろいろな案を提示いたしました。その中で、今回申し上げますように、若干の値上げはやむなしということで御了解をいただいた上に３千円ということで昨年からさせていただいているところでございます。

ちなみに、今度の夏季休暇中の明倫小学校については、本来でいえば、通常３千円であれば、７千円か８千円か取るべきところでございますが、長期休暇中、約４０日ございますが、その期間で５千円ということで予定をしているところでございます。

○議長（小池幸照君）

１番徳村博紀君。

○１番（徳村博紀君）

以前の7千円から比べて5千円というのは、2千円月額というかな、夏休みの間は下がるということの答弁でしたが、若干下がるということで父兄さん方も喜ばれるんじゃないかなという気はいたします。

次に、学童保育を申し込む過程、例えばこれが値段が安くなったり、あるいはだれでもかかれても入れるというようなことになれば、申し込みが殺到するという可能性もあります。そういった中で、申し込みをしてもらう際に、例えば、夫婦が共働きであるかとか、その家族構成、あるいはそういった一定の基準を設けて、そして、本当に必要性があるのかどうか、あるいはその問題に直面している家庭を優先させていくべきだと私はと思いますが、受け入れる場合の選定方法はどうか。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

実は、この制度は法で決まっております。児童福祉法の第6条の2の中で、放課後児童健全育成事業の規定というのがなされております。規定されております。この内容につきましては、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童。おおむね10歳未満といいますと、小学校で言えば3年生以下ということになります。10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、授業の終了後、児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものがこの事業ということで規定をされております。ですから、この中で宿題を見てくれとか、いろいろそういうふうな要望もございましたが、あくまでも預かりの事業ということでございます。

それから、先ほど議員おっしゃられました対象者ですね、ここで規定してありますというのは、労働等により昼間家庭にいないということですから、いわゆる保育所の入所基準と一緒にございます。ただ、今のところうちの方ではそこまでかたくきちとした証明書まで出しなさいとは言っておりません。ただ、家庭の状況、本当に労働等によって昼間養育をする者がいない状況なのかどうなのかというのは、その辺の確認をした上に入所を認めるということで処理をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

なぜ私がこの選定方法を質問したかといいますと、ある方から聞いた話ですけれども、お母さんが子供を預けて、自分は遊んでおったと。そういう話を聞いたものですから、果たして親が遊んで、子供を預けてという状況の場で学童保育を利用するのは、ある意味仕事を一

生懸命されて子供を預けている方と環境がかなり違うと思うんですね。だから、そういう部分を改善する意味で、先ほど私は質問をしたわけです。こういうことが今後起こってこないように、ぜひ配慮をしていただきたいというふうに思います。

次に、現在、土曜日の学童保育はまだされておりませんが、今後土曜日については学童保育をされる予定はあるのでしょうか。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

ちょっとそのお答えの前に、先ほど明倫小の音楽教室ということで申し上げましたが、あくまでもそこは候補ということで御理解をいただきたいと思います。それで調整をしているということでございますので、そこで確定しているということではございませんので、そこは御理解をお願いいたしたいと思います。ちょっと私が若干言葉が不足した部分があるかと思えます。

それから、先ほどの質問の土曜日の開催といたしますか、土曜日の設置につきましては、これにつきましては先ほども御説明をいたしましたように、平日の労働者の不足ということで考えておりまして、土曜日についてはまだ開設をする予定はございません。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

今、小学校は7校、分校が2校ありますけれども、その分校についてはどのようになっていますか。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

分校については、今2校、七浦小学校の音成分校、それから能古見小学校の浅浦分校がございます。これはまだ確定をしておりませんが、先ほどから答弁をしておりますように、今保育所の方で同様の事業をやっている部分がございます。ここで対応できるかどうか、この辺を含めて検討していきたいと。現時点ではまだはっきりしておりません。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

今回、私がこの学童保育の放課後児童クラブを考える会というものに参加させていただき

ながら、一つ感じたことがございました。これは学童保育は福祉事務所、そして福井議員おっしゃられたと思うんですけれども、小学校、これは厚生労働省と別々で縦割り行政という中があったように思いました。これからは、その子供たちが主体というふうになるような考え方を持って、この壁を取り除いていただいて、そして、二つの課がきちんと手を取り合って、今後どうしたら子供たちのためになるかということを考えを一にして取り組んでいただきたいと思います。

そこで最後に、教育長と福祉事務所長の今後の考えについて質問をして学童保育の質問を終わります。（発言する者あり）要するに、今回縦割りという部分がちょっと見えたものですから、これから縦割り行政というものをなくして、お互いがきちんと手を取り合って、子供たちというところを見てやっていただけるのかどうか、そういった考えのもとで御所見を伺いたいです。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

当然、両課の連携をとって進めていかなくてはいけないと思いますが、ちょっと具体的な例がよろしいかと思いますので、例えば、学校内に設置した場合、管轄が当然異なるわけですので、その部署の対応ということでの懸念があることは当然だと思います。現在、その学校の敷地内では別の建物でやっているわけですね。そのあたりのすみ分けは比較的、例えば先ほどの安全面はどちらがどうだというようなことはできているという現況であろうかと思います。ただ、これが校舎の中に設置となりますと、たとえこの一角をそういう場所に使うとなると、いろんな諸問題が発生してまいります。現実、ほかの近隣のところを回ってみましても、非常にそのあたりで問題点というのが指摘をされているのは事実でございます。

例えば、トイレの使用ですね、あるいは高学年あたりは授業をしているわけですね。当然その近くは行きます。あるいは教職員の勤務時間との違い、だれがどうかぎの管理等をするのか。いろんなですね、既に実施をしている自治体での問題点があります。とは申しましても、やっぱりその学校の子供たちですから、当然がちがちにルールをどうということはなかなかできかねるところではありますけれども、幾らか弾力的な対応も必要かと思いますが、やはり原則的にはきちんとすみ分けをするところは基本として、運用上の工夫とか、それから指導のあり方、こういったもので担当課の方とも十分連携をとっていかなくてはいけないというふうに思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

一言で今教育長の言っていたいたとおりです。私たちもお互いにお話し合いをさせていただきながら、できる方向で検討をしていきたいということでございます。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

これから期待が持てそうです。

次に、先ほどのパスポートの件で御答弁いただきましたけれども、原則、鹿島市で発給をするという事務を移譲してもらった場合に、県庁ではできないということでございましたけれども、実際基本的には発券ができなくなると。しかし、これ知っていらっしゃるかどうかわかりませんが、特別の理由がある、ない場合は、県庁でも発券できると先ほどおっしゃいました。これ、私直接県の方に確認をとって先に調べておいたんですが、この理由の中に、申請者が市町の区域外の区域に就学、または就労している場合において、当該市町において一般旅券の発給を申請するよりも利便性等の観点から適当であると認められる場合は、県庁でもできるということを県庁の方は言われたんですが、どうでしょう。

○議長（小池幸照君）

中村市民課長。

○市民課長（中村和典君）

私の方も県の担当の方に確認をしたわけでございますが、内容的には全くそのとおりでございます。それで、そこら辺の状況の判断につきましては、県の方にお任せいただきたいということでございます。

それで、この前、6月1日号の県民だよりの方にこういった広報がございましたので、県の方に確認してみたわけでございますが、昨年の8月に私たちが権限移譲を受けるか受けないかの判断の時期まではこの特別な取り扱いの規定がまだ決まっていないという状況でございました。それで、昨年の12月の県議会において各市町村、あるいは議員の方から要望があって、そこら辺の見直しを加えたというふうな経過を聞いております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

先ほど御答弁の中で県に判断をさせていただきたいと。これは先週半ばぐらいだったと思いますが、そのときに県の方に確認を私させていただきまして、これは事実上鹿島でも県庁でもどちらでも発給できますというような回答でした。だから、例えば、特定の理由が、例

えば先ほど最初におっしゃられた事故とか天災、あるいは海外の渡航上に問題があるときにのみと、特別な理由をおっしゃられましたけれども、これ以外でも鹿島でも発給できるし、県庁の中でも発給できるという形で返事をいただいておりますが、それでも何かまだ問題があるということでしょうか。

○議長（小池幸照君）

中村市民課長。

○市民課長（中村和典君）

市町村の取り扱いの事務の要件等につきましては、そういうことで私たちも理解しているわけですが、このほかに交付機の初期投資の費用の問題とか、あるいは県の証紙のですね、正式には売りさばき所と言うわけですが、ここがちょっと市役所から離れた場所に現在あるとか、そういったものの整備の問題。それから、実際今鹿島市が取り扱っている件数が、昨年の実績で五百五、六十件ほどパスポートの申請があるわけですが、その分が本年の4月から手数料の値上げ等がございます、1通につき10年物で16千円、500件取り扱いますと、年間8,000千円以上の手数料になるわけですが、その分について市町村に幾ら権限移譲の交付金としてバックがあるのかどうか、その点については回答できないというふうな状況でございました。そういうところがありまして、18年度の実施については見送りをした状況でございます。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

先ほど市町村の権限移譲の交付金ということで、私もその部分は調べておりましたけれども、これは財源措置というのは、発給用のパソコンとかが必要ということですよ。これは大体約500千円ぐらいかかるということでございましたが、これは県が負担可能だということでもございました。そしてまた、財源の措置ということで、市町村に移譲する場合、その市町村に対し事務を執行するのに要する経費の財源について必要な分は市町村に負担が生じないように、人件費、物件費等を積算し、市町村権限移譲交付金交付要綱に基づいて財源措置を行うということを、この財源措置の中に書いてありますけれども、それでも何か問題があるということですかね。

私は、個人的にパスポートの発券を鹿島でしていただきたいという立場で今質問をしているんですけれども、どうでしょうか。

○議長（小池幸照君）

中村市民課長。

○市民課長（中村和典君）

本市におきまして、いろいろこの権限移譲について実態調査をやったのが、昨年の7月、

8月時点でございますので、議員がおっしゃられるような細部の面についての状況を把握していない部分も確かにございました。それで、今先験的に実施をされます鳥栖市、あるいは伊万里市、そこら辺とも情報を交換いたしておりますので、そこら辺の取り組みの状況を見ながら、また再度、鹿島市においても取り組みの検討をいたしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

私は個人的にパスポートの発券を鹿島でしていただきたいという立場で今ずっと質問をしてまいりましたがけれども、こういう権限移譲をしても、別段市民に支障を来すわけでもなく、むしろ移譲していただいた方が発給申請の利便性においても、また、住民のサービスの向上につながると考えております。ぜひ、これは9月までですよ、県に申請していただくのは。9月までにぜひパスポートの権限移譲をしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

権限移譲についての御質問が続いておりますけれども、まず私の方から権限移譲の取り扱いについての一般的な鹿島市で定めております基準等についてお答えをしたいと思います。

この県からのまだら分権といいますのは、大体平成15年ぐらいから始まったものでございます。そういうことで、鹿島市はできるだけ市民の皆様方の、先ほど言いましたように、サービスの向上につながる分があれば積極的な対応をしていこうということで、平成15年度に応募した分、これはいわゆる16年度からスタートする分でありますけれども、これが3件、それから16年度に応募した分、これは17年度から開始が4件、それから17年度に応募した分、これが18年度からのスタートということで3件、計10件の応募をしてきて、そのまだら分権にはできるだけ積極的な対応をしてきたところでございます。

しかしながら、御承知のように、昨今のいろんな行財政の改革の見直しの中で、これから財源が減っていく。そしてまた、人員も減っていくという中で、できるだけ基本的なハード等の整備を伴うもの、そしてまた、人員増につながるもの。特にこの権限移譲を予定されています事務につきましては、特に専門職の配置等が必要なもの等がかなり多くの事務がございます。そういうことで、そのような事務についてはできるだけ避けていくというような、この二つの基準を定めながら対応を行ってきたというところでございます。

そういうことで、先ほど申しましたように、この3年間で10件の対応をしてきたというこ

とでありまして、全県下これまで49市町あったわけですが、応募する市町村自体が非常に年度年度によっても違いますけれども、少ないという状況ですね。例えば、前々年度が全体で8市町の1連合、昨年が4市町の1連合、応募する市町がそのくらいしかないわけです。そういう中で、鹿島市もできるだけ積極的な対応をして、これまで権限移譲を受けてきたということでございますけれども、先ほど申しましたように、これからも厳しい行財政整備の中で、権限移譲を今後どれだけ受けていくかということは、これからまた慎重に対応していかなければならないという視点から、今回見送ったということです。

例年、年度の当初に権限移譲の協議会というのが開催されまして、その中に県から来年度予定している権限移譲の項目事務というのが示されます。大体毎年50件ぐらいございますけれども、その中で、ことしも4月ぐらいにその権限移譲協議会が開催されて、その一覧表が提示されましたので、それを所掌の各課にですね、こういうことで予定されているけれども、その対応ができるかどうかということで伺ったところですけども、残念ながら、ことしにつきましては、いわゆる来年度からの権限については、先ほどパスポートの例も含めて、慎重に対応せざるを得ないということで、来年度については、これまではゼロの予定ということで決着を見ているところです。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

住民サービスの向上につながる分については、今後も推進をしていただきたいと思います。
以上で質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

以上で1 番議員の質問を終わります。よって、本日の日程はこれにて終了いたします。
次の会議は明14日、午前10時から開き一般質問を行います。
本日はこれにて散会をいたします。

午後 3 時48分 散会